

第6章 府民生活の安心安全を守る環境管理の推進

第1節 大気環境の保全

1 現状と課題

大気汚染の発生源は、工場等の固定発生源については京都市を中心とした南部地域に集中して立地しており、とりわけ京都市には府内の「大気汚染防止法」に基づくばい煙発生施設の約47%が集中しています。また、南部地域以外の固定発生源は、福知山市、舞鶴市、亀岡市といった北・中部地域の市域に集中して立地しています。

「大気汚染防止法」に基づくばい煙発生施設は、令和4年3月末現在で3,912施設、**揮発性有機化合物（VOC）***排出施設は97施設、一般粉じん発生施設は676施設あり、特定粉じん（**アスベスト（石綿）***）発生施設はありません。

「京都府環境を守り育てる条例」に基づくばい煙に係る特定施設は、令和4年3月末現在で6,051施設、一般粉じんに係る特定施設は288施設となっています。また、同条例に基づく特定工場のうち、ばい煙又は一般粉じんに係る施設（「大気汚染防止法」に基づく施設は除く。）を設置している工場は令和4年3月末現在で12工場となっており、その施設数はばい煙に係る施設は786施設、一般粉じんに係る施設は7施設となっています。（「大気汚染防止法」に基づく施設及び特定工場に設置している施設を除く。）

移動発生源の主なもの自動車であり、自動車の保有台数は近年では横ばい傾向にあります。

令和3年度における大気環境の状況については、二酸化窒素、**浮遊粒子状物質（SPM）***、**二酸化硫黄（SO₂）***及び**一酸化炭素（CO）***は、全ての測定局で長期的評価による環境基準を達成しました。**微小粒子状物質（PM_{2.5}）***は、全ての測定局で環境基準を達成しました。また、**光化学オキシダント***については、全ての測定局で環境基準が非達成の状況です。

発生源対策として、法令等に基づく規制や事業所に対する指導の徹底・強化、有害化学物質に関する事業者の自主的な排出抑制対策への支援、調査研究、大気汚染物質の処理施設の設置促進等に取り組むことが必要です。

なお、「水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護すること」を目的とした「水銀に関する水俣条約」が平成25年10月に採択され、平成29年8月に発効したことを受け、改正「大気汚染防止法」（平成30年4月1日に施行）に、「水銀に関する水俣条約」の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀の排出規制が追加されました。府では、法の規定による水銀排出施設の設置・変更届出や排出基準の遵守状況の確認・指導を通じて、水銀の大気への排出規制を行っています。

令和3年度の大気汚染常時監視測定結果を項目別に見ると、以下のとおりです。

(1) 二酸化窒素

環境基準（1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）の達成状況を見ると、昭和56、57年度、平成15年度から令和3年度まで全測定局で環境基準達成となっています。1日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内の測定局はなく、0.04ppm未満の測定局は全31局でした。

測定局別濃度を年平均値で見ると、自排大宮局が最も高い値を示しました。

(2) 浮遊粒子状物質

長期的評価による環境基準の達成状況を見ると、全30局で環境基準を達成しています。

また、短期的評価による環境基準（日平均値0.10 mg/m³以下又は1時間値0.20mg/m³以下）の達成状況については、1時間値では久御山局で非達成でした。

測定局別濃度を年平均値で見ると、久御山局が最も高い値を示しました。

(3) 二酸化硫黄

長期的評価による環境基準の達成状況を見ると、全10局で環境基準を達成しています。短期的評価による環境基準（1時間値0.1ppm以下）の達成状況についても全10局で環境基準を達成しています。

(4) 一酸化炭素

年平均値は低い値で推移し、現行の基準となった昭和48年度以降、全局で環境基準を達成しています。

(5) 光化学オキシダント

環境基準（昼間時間帯の1時間値（6～20時）が0.06ppm以下）は、全25局で達成しませんでした。全国的に見ても環境基準達成率は依然として低い状況で推移しています。

なお、光化学スモッグ注意報の発令はありませんでした。

光化学オキシダントは、窒素酸化物、炭化水素、揮発性有機化合物を主体とする汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質ですので、その年の気象条件に左右され、年により高濃度の発現頻度が増減します。

また、光化学大気汚染は、その汚染メカニズム等未解明な部分も多いことに加え、オキシダント濃度の上昇要因の一つとして、広域的な大気汚染の影響も指摘されていることから、国においては、原因の解明やより効果的な対策の検討を進めています。また、大気汚染に関する日中韓三カ国政策対話を開催しています。

(6) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

長期基準及び短期基準ともに達成している局を環境基準達成としており、令和3年度は全28局で環境基準（1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を達成しました。

(7) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）成分分析

久御山局において、各季約2週間微小粒子状物質の成分分析を実施しました。

その結果、主たる成分は、有機炭素、硫酸イオン、アンモニウムイオン、硝酸イオンであり、全体の6～7割を占めました。また、いずれの時期においても有機炭素の占める割合が最も大きくなりました。

図3-6-1 PM_{2.5}成分分析結果

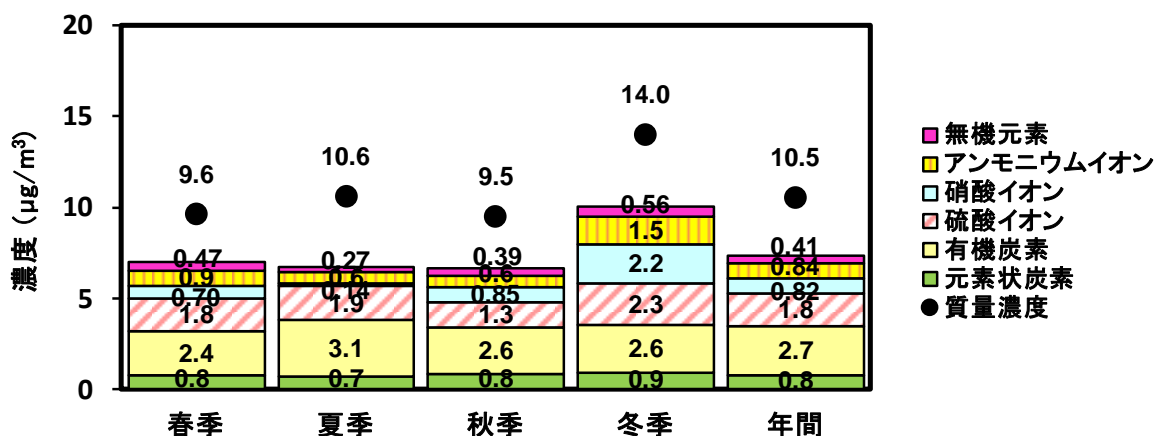
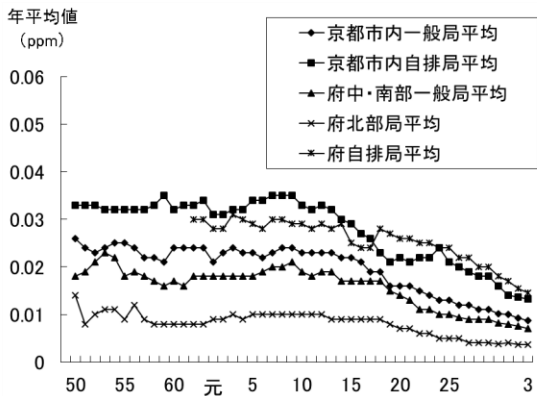
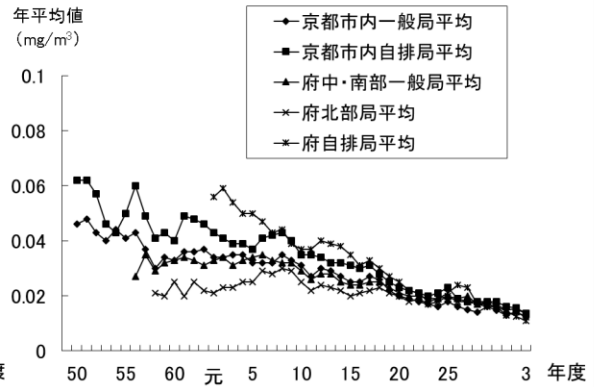


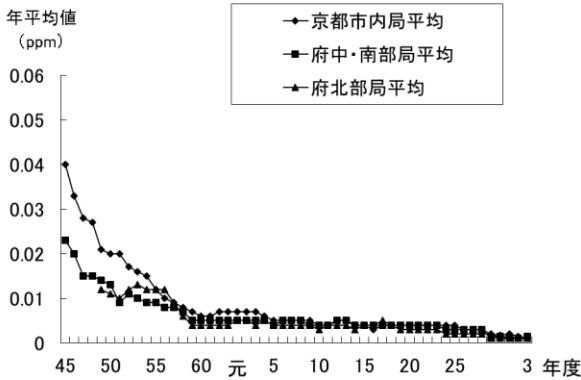
図3-6-2 環境基準が定められている物質の年平均値の経年変化等



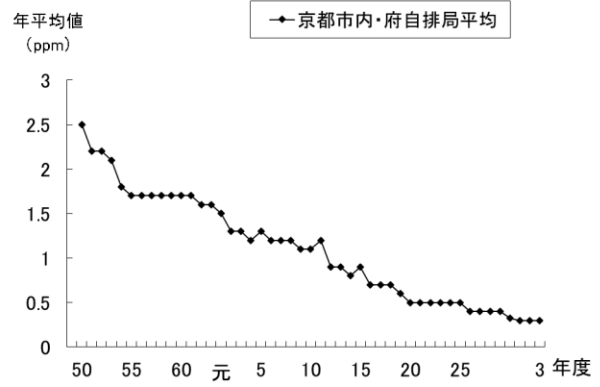
二酸化窒素年平均値の経年変化



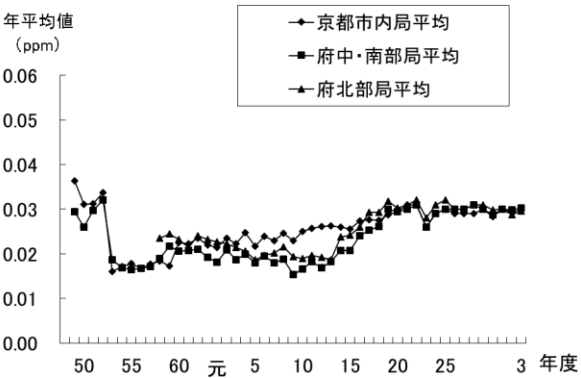
浮遊粒子状物質年平均値の経年変化



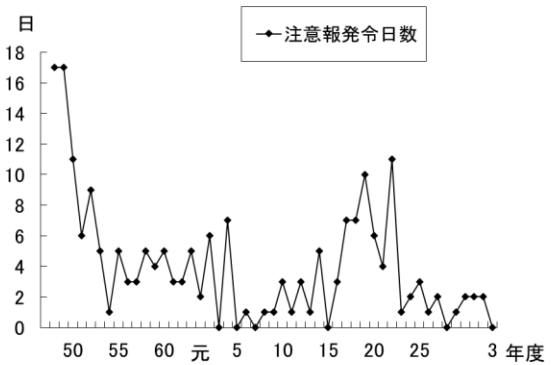
二酸化硫黄年平均値の経年変化



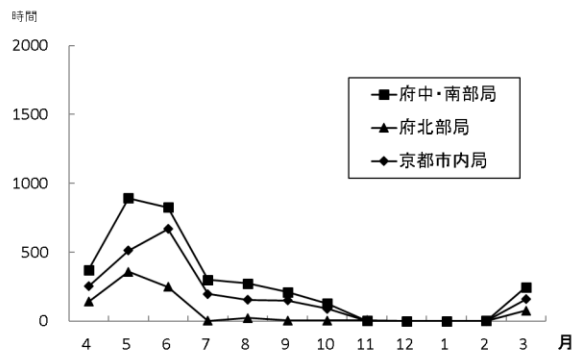
一酸化炭素年平均値の経年変化



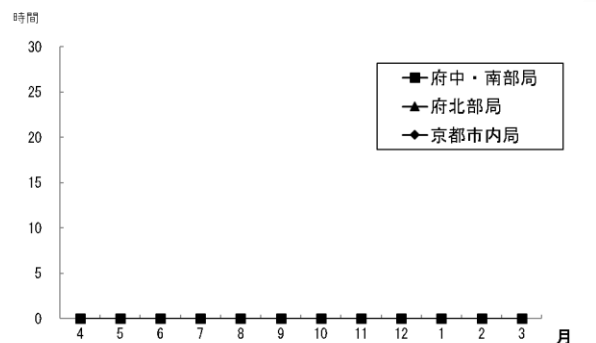
オキシダント年平均値の経年変化



光化学スモッグ注意報発令状況



オキシダントの環境基準 (0.06ppm) 超過時間 (令和3年度)



オキシダントの注意報レベル (0.12ppm) 超過時間 (令和3年度)

表 3-6-1 大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況等（令和3年度）

市 町	測 定 局	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	光化学 オキシダント	微小粒子状物質
京 都 市	市 役 所	○	○			×	○
	壬 生	○	○	○		×	○
	伏 見	○	○	○		×	—
	山 科	○	○	○		×	○
	左 京	○	○			×	
	西 京	○	○	○		×	○
	久 我	○	○			×	
	北	○				×	
	醍醐	○	○			×	○
	自排南	○	○		○		○
自排大宮	○	○		○		○	
自排山科	○	○		○		○	
自排上京	○	○				○	
自排西ノ京	○	○				○	
向日市	向 陽	○	○	○		×	○
大山崎町	大 山 崎	○	○			×	
宇治市	宇 治	○	○			×	○
城陽市	城 陽	○	○			×	○
久御山町	久 御 山	○	○	○		×	○
京田辺市	田 辺	○	○			×	○
井手町	井 手						○
木津川市	木 津	○	○	○		×	○
南山城村	南 山 城						○
精華町	精 華	○	○			×	○
亀岡市	亀 岡	○	○	○		×	○
南丹市	南 丹	○	○			×	○
福知山市	福 知 山	○	○	○		×	○
舞鶴市	東 舞 鶴	○	○	○		×	○
綾部市	綾 部	○	○			×	○
宮津市	宮 津	○	○			×	○
京丹後市	京 丹 後	○	○			×	○
大山崎町	国道171号(自排)	○	○		○		○
八幡市	国道1号(自排)	○	○			×	○

- (注) 1 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、長期的評価による環境基準達成を○、非達成を●で示しています。
- 2 光化学オキシダントについては、長期的評価の方法が示されていないため、昼間時間帯の1時間値（6～20時）が環境基準を達成していない局を×で示しています。
- 3 微小粒子状物質については、環境基準達成（長期基準、短期基準ともに満足しているもの）を○、環境基準非達成のうち長期基準のみ満足しているものを●、長期基準、短期基準ともに満足していないものを×で示しています。
- 4 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素及び微小粒子状物質については、有効測定局（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については年間の測定時間が6,000時間以上の測定局、微小粒子状物質については年間有効測定日数が250日以上（測定局））について、評価を行いました。—は年間の有効測定日数を満たさないため評価を行わないことを示します。
- 5 京都市内の測定局については、京都市が測定したものです。
- 6 「自排」は自動車排出ガス測定局を示しています。

(8) 有害大気汚染物質

平成8年10月の中央環境審議会答申において、有害大気汚染物質のうち大気汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれの程度（健康リスク）がある程度高いと考えられるものとして「優先取組物質」22物質が選定された後、平成22年10月に23物質に見直されました。「ダイオキシン

類対策特別措置法」に基づく対策が実施されている**ダイオキシン類***を除いて、府では現在22物質について測定を実施しています。

令和3年度は、環境基準が設定されている4物質のうち、ベンゼンについては全7地点で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては全3地点で、環境基準を達成しました。

2 自動車交通公害対策の推進

大気汚染や騒音等、自動車の原因となる環境問題（自動車交通公害）に対応するためには、自動車単体への規制や税制上の措置、低公害車等の普及促進、交通流・交通量対策、普及啓発活動等の様々な施策を総合的に進めていくことが必要です。

(1) 自動車単体対策の強化

排出ガスについては、現在、ガソリン・LPG自動車については一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物が、ディーゼル自動車についてはこれら3物質に加え粒子状物質が規制対象となっており、順次規制強化が図られています。これまで、新短期規制（ガソリン車:12～14年、ディーゼル車:14～16年）として大幅な規制強化を、新長期規制として平成17年にも強化されたところですが、平成21年からポスト新長期規制としてさらなる規制強化が実施されています。ポスト新長期規制はディーゼル車に対し、ガソリン車と同じレベルの規制を実施するものであり、また、一部のガソリン車については粒子状物質の規制が導入されています。さらに、平成27年にはディーゼル重量車及び二輪車の排出基準の強化が実施され、自動車の排出ガスのさらなる低減が図られています。

また税制の上からも、低公害自動車に対する自動車税等の軽課や一定年限を過ぎた自動車に対する自動車税の重課により、最新規制適合車への早期代替の促進を図っています。（新車登録の翌々年度分の自動車税の種別割の減免は、令和2年度までに新規登録されたものまで対象。令和2年度以降のものは対象外。）

(2) 低公害車等の普及促進

ア 低公害車の率先導入

府では、環境への負荷がより少ない自動車の普及促進を図るため、「府庁グリーン調達方針」において、ハイブリッド車や電気自動車、低燃費車（改正エネルギーの使用の合理化に関する法律（改正省エネ法）燃費基準達成車等）かつ低排出ガス車（国土交通省認定車等）を率先して公用車として導入することとしています。

イ その他の取組

府では、平成14年度から本庁及び各広域振興局等に、クリーンエネルギー自動車（CEV）優先駐車スペースを設置しています。

なお、府域の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は環境基準を達成しており、府内には自動車NOx・PM法の対策地域はありません。

今後も、各種協議会等において広域的かつ関係機関と連携協力した効果的な取組の推進を図ります。

(3) アイドリング・ストップ等の普及・啓発

府では、各種イベントにおける啓発資材の配布、府の広報紙「府民だより」等を活用した啓発活動、アイドリング・ストップ等の率先実行、府庁舎駐車場での啓発看板の設置等の取組を行ってきましたが、平成18年4月に施行した「京都府地球温暖化対策条例」において、自動車の不必要なアイドリングの原則禁止を規定しました。

また、運輸・交通部門における環境負荷低減に向けて、事業者自らが低公害車による配送やア

イドリング・ストップの実践等の自主的な取組を行うことを宣言する「環境にやさしい配送宣言」、
「エコドライブ宣言」制度を実施しており、令和4年10月末現在で環境にやさしい配送宣言は184
事業所が、エコドライブ宣言は313事業所が宣言を行っています。

今後も「京都府地球温暖化対策条例」に基づき、自動車運転者の遵守に加え、事業者の従業員
に対する遵守指導や、駐車場設置者の利用者に対する周知等、より実効的な対策を進めていくこ
ととしています。

(4) 発生交通量の低減の推進

ア 交通規制等

京都府公安委員会では、幹線道路において、路線バス等専用通行帯の交通規制を行うなど、
路線バスの定時運行を確保し、マイカー利用者の公共交通機関への転換により、自動車交通総
量の削減を図っています。

また、生活道路においては、区域（ゾーン）を定めて最高速度30km毎時の速度規制を実施す
るゾーン30（ゾーン30プラス）や大型自動車等通行止めの交通規制を行い、速度の抑制や抜け
道として通行する交通の抑制を図っています。

この他、府警察及び京都運輸支局では、一酸化炭素関係整備不良車両及び過積載車両の指導
取締りを実施しています。

表3-6-2 交通規制等の実施状況（令和4年3月末現在）

規制種別等	区間・区域・箇所数	距離（km）・面積（ha）
最高速度	2,557区間	約3,001km
ゾーン30（ゾーン30プラス）	93（2）箇所	約1,800（14）ha
大型自動車等通行止め	641区間	約425km
一方通行	1,824区間	約996km
歩行者用道路	84区間	約26km
路線バス等専用通行帯	13区間	約45km
駐（停）車禁止	6,362区間、2区域	約3,590km、約0.1ha

※ ゾーン30：（ ）内はゾーン30プラスで、内数である。

表3-6-3 過積載車両取締り状況（令和3年）

	大型貨物	中型貨物	準中型貨物	普通貨物	合計 （単位：件）
過積載10割以上					
過積載10割未満					
過積載5割未満					
大型10割以上	2	14	10		26
大型10割未満	8	13	21		42
大型5割未満	13	11	28		52
合計	23	38	59		120

イ 交通体系等

自動車台数は近年ではやや減少傾向にあります。より環境負荷の少ない大量公共交通機関
や自転車等への転換を進めることも重要な課題です。府では、生活バス路線の維持確保、自転
車道等の整備に努めるとともに、府域全域にわたる鉄道網等の充実に積極的に取り組んでいま
す。

府域の鉄道網は、東海道新幹線の国土軸、JR東海道本線、阪急京都線、京阪本線等京阪神
都市軸、JR山陰本線・舞鶴線・奈良線、京都丹後鉄道等の南北縦貫軸から構成されています。

JR線については、従来、全国と比べ整備が立ち遅れていたため、地域の活性化を図るため

に、環境に優しい公共交通である鉄道の電化・高速化、複線化等の整備を進め、快適性、高速性、利便性を高めてきました。

平成13年3月にJR奈良線（京都～JR藤森、宇治～新田）の高速化・複線化が完成したほか、平成14年3月にJR片町線（京田辺～松井山手）の高速化・輸送力増強事業、平成15年3月にはJR小浜線の電化が完成しました。

さらに、JR山陰本線の京都～園部間の複線化事業が、平成22年3月に完成し、平成25年からはJR奈良線高速化・複線化第2期事業に着手しています。

ウ 交通需要マネジメント（TDM）施策の実施

府では、人やものの動きに着目し、便利で快適な移動環境づくりを進めるとともに、地球温暖化やまちづくり、暮らしの視点から都市圏における交通問題を改善するために、平成17年3月に京都都市圏を対象とした「京都府交通需要マネジメント（TDM）施策基本計画」を、平成18年3月に「京都府交通需要マネジメント（TDM）施策推進プラン」を策定し、これに基づいて、「クルマ中心」のライフスタイルから、過度にクルマに依存しない環境的に維持可能な交通体系への転換を目指す「かしこいクルマの使い方を考えるプロジェクト・京都」等を実施してきました。

地域や学校、企業等を対象に、公共交通を利用することによるメリットの情報や、公共交通の路線、ダイヤ情報等を効果的に提供することにより、交通行動がマイカーから公共交通利用へと自発的に転換することを促すモビリティ・マネジメントの取組（学校での交通教育の実施、バス・エコファミリーの実施）等を進めています。

また、平成23年度には「公共交通ネットワーク活性化プラン」を策定し、鉄道やバスの乗り継ぎ改善策等について事業者等との連携により進めることとしました。今後とも、運輸部門のCO₂排出量を削減するため、公共交通の利用促進施策等について取り組んでいきます。

(5) 交通流対策の推進

ア 府内の道路交通の現況

丹後地域は国道178号、482号等により、中丹地域内陸部は舞鶴若狭自動車道、国道9号、27号、175号等により、南丹地域は国道173号、372号等により、北陸・山陰・阪神方面と結ばれています。

京都市域は、国道1号、171号、名神高速道路、第二京阪道路といった交通量の多い主要道路により中部・北陸・山陽・山陰・阪神方面とつながっており、さらに、京奈和自動車道、国道24号により奈良・和歌山方面と結ばれています。

また、山城中部、相楽地域は、京滋バイパス、国道163号等により大阪、滋賀、三重方面と結ばれています。このほか、全線開通している京都縦貫自動車道は府域を南北に結んでおり、宮津天橋立IC～京丹後大宮ICが開通している山陰近畿自動車道は、北近畿・山陰方面につながっています。

観光都市である京都地域や幹線道路が走る南部地域での交通量は相対的に大きく、慢性的な渋滞が発生しています。

イ 交通管制等

京都府公安委員会では、交通の安全と円滑化を図るとともに、自動車交通公害を減少させるため、信号機の系統化や交通情報板、小型文字情報板、ラジオ放送等の交通情報提供システムの充実を図っています。

平成9年11月からは、新交通管理システムとして、光ビーコンによりカーナビゲーションシステムを通じて交通情報を提供する「道路交通情報通信システム（VICS）」を運用しており、さらにきめ細かいサービスを行っています。

なお、平成13年4月に京都市内でPTPS（公共車両優先システム）の運用を開始した結果、

一定の効果が見られたことから、令和4年3月末時点で1区間（16.1km）を整備しています。

また、信号灯器については、視認性に優れ、消費電力が少なく、CO₂の大幅な排出削減効果があるLED（発光ダイオード）化を進めています。

3 大気汚染物質対策の推進

(1) 工場・事業場対策の推進

「大気汚染防止法」や「京都府環境を守り育てる条例」に基づくばい煙発生施設等の設置・変更届出に基づき、各種規制の遵守状況の事前審査を行っています。

また、規制が遵守されるよう、使用燃原料の抜取検査を行うとともに、大規模なばい煙発生工場や有害物質排出工場等へ重点的な立入検査やばい煙測定を実施し、法及び条例に基づく監視・指導を行っています。

(2) アスベスト対策の推進

アスベストについては、平成17年6月に兵庫県内にある大手機械メーカーがアスベストを原因と推定した従業員の死亡を公表して以来、全国で企業の従業員だけでなく、その家族や工場周辺の住民にも被害が及んでいる実態が明らかになり、大きな社会問題となっています。

令和2年6月5日には「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が公布され、建築物解体等に伴う石綿飛散防止の規制が一層強化されたところであり、府では、法に基づき、建築物解体等工事に対して重点的な立入検査を実施するなど対策の強化をしていきます。

ア 監視・測定

アスベストによる大気汚染の現状を把握するため、住居地域、商工業地域等の一般環境及び主な排出源と考えられるアスベスト除去工事現場において、アスベスト環境測定を実施しています。令和3年度の測定結果は特に高い濃度は見られず、これまでの調査結果と同様に直ちに問題となるレベルではありませんでした（全国調査結果と同程度のレベル）。

イ 事業者等への規制

アスベスト除去工事には、「大気汚染防止法」の遵守状況について事前審査を行うとともに、アスベストアナライザーを令和元年度及び令和3年度に各1台ずつ（計2台）導入するとともに、令和4年度から解体現場等監視指導員を配置し、アスベスト除去工事現場への重点的な立入検査を実施しています。

また、アスベスト飛散防止対策の徹底について、建築物の解体業者等関係業界団体に対する注意喚起等啓発を行っています。

ウ 府有施設に係るアスベスト対策

平成27年度、府有施設の煙突断熱材を対象として、全庁的な設計図書調査及び専門業者による現地確認調査を行った結果、全151本中39本（37施設）の煙突においてアスベスト含有断熱材の劣化が確認されました。排出等の規制はないものの、万が一に備え、各施設の敷地境界において大気中アスベスト濃度を測定したところ全ての測定地点において検出されず、周辺環境への影響がないことを確認しました。さらに、石綿障害予防規則に基づく安全確保対策を速やかに実施しました。

また、平成28年2～9月にかけて、府有施設の設備に使用されている保温材等を対象に、保温材等の劣化状態及びアスベスト含有の有無について全庁調査を実施しました。その結果、機械室等屋内にある28箇所の配管エルボ（L字部分）において、保温材表面の劣化及びアスベスト含有が確認されたため、飛散防止措置を行いました。

写真3-6-1 アスベストアナライザー



(3) 揮発性有機化合物（VOC）対策の推進

揮発性有機化合物（VOC）は、大気中の反応によって光化学オキシダントや浮遊粒子状物質を生成するため、排出抑制が必要です。

府では、VOC排出施設への重点的な立入検査を実施するとともに、国や関係業界団体等が行う取組に協力するなど、排出抑制に向けた取組を行っています。

(4) 緊急時対策の推進

「京都府光化学反応による大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、光化学オキシダントによる高濃度汚染が発生した場合には、注意報等を発令しています。

注意報等の発令時には、教育委員会、報道機関等を通じて、児童・生徒及び一般府民に外出等の自粛を周知するとともに、工場等に対し、燃料やVOC使用量等を平常時の20～40%程度削減するよう要請（緊急警報発令時は40%以上削減命令）し、また、自動車についても運行の自粛の呼びかけ（緊急警報時は「道路交通法」に基づく措置を要請）を行っています。

表 3-6-4 工場等に対する指導・立入件数（令和3年度）

府・市の 区 分	立入検査実施件数					文書指導件数
	重油等抜取 検査実施数	工 場 測 定 実 施 数	特定粉じん 排出等作業	そ の 他		
京 都 市	155	0	10	69	76	0
京都市以外	172	0	35	59	78	0
計	327	0	45	128	154	0

4 悪臭防止対策の推進

府内では、「悪臭防止法」に基づく規制地域として、令和4年12月末現在で15市10町村で地域指定が行われ、22の特定悪臭物質について**規制基準***が設定されています。規制地域内では、全ての工場・事業場に対して、規制基準遵守義務が課せられます。

なお、平成24年4月1日からは、市の地域については市が規制基準を定めています。

また、「京都府環境を守り育てる条例」では、特定施設を設置している事業場に届出義務を課しており、令和3年度末現在で23事業所から40件の特定施設設置の届出がされています。

第2節 水環境の保全

1 現状と課題

河川・海域の水質汚濁の状況を把握するため、昭和47年度から「公共用水域の水質測定計画」を策定し、国土交通省及び京都市と連携して、河川・海域等の水質測定を実施しています。

(1) 河川及び海域

令和3年度は府内の60河川105地点、6海域19地点の合計124地点で水質測定を実施し、人の健康の保護に関する項目については全地点で全項目の環境基準を達成しました。また、生活環境の保全に関する項目については、河川では41水域の全水域で**BOD（生物化学的酸素要求量）***の環境基準を達成、水生生物の保全に係る環境基準項目については、8水域の全水域で全亜鉛、**ノニルフェノール***及び**LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）***の環境基準を達成しています。海域では7水域の全水域で**COD（化学的酸素要求量）***の環境基準を達成しませんでした。5水域の全水域で全窒素及び全燐の環境基準を達成しています。

河川・海域の水質汚濁の要因において、家庭からの「生活排水」と工場等の事業活動に伴う「産業排水」は大きな割合を占めています。

なかでも生活排水については、未処理の生活雑排水等の影響が大きいことから、「京都府水処理総合計画2015」に基づき、下水道、農業集落排水、**浄化槽***等の汚水処理施設の整備を推進するとともに、処理の高度化及び施設の適正な維持管理等、対策を一層推進する必要があります。

また、閉鎖性水域等水質改善が進まない水域については、引き続き総合的な水質保全対策を講じていく必要があります。

表3-6-5 環境基準点の環境基準達成状況（令和3年度）

ア 河川における環境基準達成状況
(BOD)

あてはめ水域名	類型	環境基準点		達成状況	備考
		地点数	名称		
宇治川(1)	A	1	隠元橋	○	〔 類型毎の 環境基準値 〕 AA…1mg/L以下 A…2mg/L以下 B…3mg/L以下 C…5mg/L以下 D…8mg/L以下 E…10mg/L以下
宇治川(2)	B	1	宇治川御幸橋	○	
桂川上流	A	1	渡月橋	○	
桂川下流(1)	A	1	西大橋	○	
桂川下流(2)	A	1	宮前橋	○	
鴨川上流(1)	A	1	出町橋	○	
鴨川上流(2)	A	1	三条大橋	○	
鴨川下流	A	1	京川橋	○	
木津川(2)	A	1	笹瀬橋	○	
木津川(3)	A	3	恭仁大橋	○	
			玉水橋		
			木津川御幸橋		
由良川上流	AA	1	安野橋	○	
由良川下流	A	5	山家橋	○	
			以久田橋		
			音無瀬橋		
			波美橋		
野田川	A	2	由良川橋	○	
			六反田橋		
竹野川	B	1	堂谷橋	○	
			荒木野橋		
小畑川上流	A	1	京都市・長岡京市境界点	○	
小畑川下流	A	1	小畑橋	○	
大谷川	B	1	二ノ橋	○	
高野川上流	AA	1	三宅橋	○	
高野川下流	A	1	河合橋	○	
清滝川	AA	1	落合橋	○	
田原川	A	1	蛸橋	○	
弓削川	A	1	寺田橋	○	
園部川	A	1	神田橋	○	
犬飼川	A	1	並河橋	○	
有栖川	A	1	梅津新橋	○	
天神川	A	1	西京極橋	○	
和束川	A	1	菜切橋	○	
棚野川	A	1	和泉大橋	○	
高屋川	A	1	黒瀬橋	○	
上林川	A	1	五郎橋	○	
八田川	A	1	八田川橋	○	
犀川	A	1	小貝橋	○	
土師川	A	1	土師橋	○	
牧川	A	1	天津橋	○	
宮川	A	1	宮川橋	○	
伊佐津川	A	1	相生橋	○	
河辺川	A	1	第一河辺川橋	○	
大手川	A	1	京口橋	○	
福田川	A	1	新川橋	○	
宇川	A	1	宇川橋	○	
佐濃谷川	A	1	高橋橋	○	

(注)1 環境基準の達成状況については、年間を通じた日間平均値の75%水質値により評価しています。

(注)2 水域毎の評価は、各水域内のすべての環境基準点において適合している場合、達成(○)としています。

(全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS (水生生物の保全に係る環境基準項目))

あてはめ水域名	類型	環境基準点		達成状況	備考
		地点数	名称		
淀川	生物B	2	隠元橋	○	(類型毎の 環境基準値) 全亜鉛 生物A ……0.03mg/L以下 生物特A ……0.03mg/L以下 生物B ……0.03mg/L以下 生物特B ……0.03mg/L以下 ノニルフェノール 生物A ……0.001mg/L以下 生物特A ……0.0006mg/L以下 生物B ……0.002mg/L以下 生物特B ……0.002mg/L以下 LAS 生物A ……0.03mg/L以下 生物特A ……0.02mg/L以下 生物B ……0.05mg/L以下 生物特B ……0.04mg/L以下
			宇治川御幸橋		
桂川上流(1)	生物A	1	八千代橋	○	
桂川上流(2)	生物B	1	渡月橋	○	
桂川下流(1)	生物B	1	西大橋	○	
桂川下流(2)	生物B	1	宮前橋	○	
木津川下流	生物B	4	笹瀬橋	○	
			恭仁大橋		
			玉水橋		
			木津川御幸橋		
由良川上流	生物A	1	安野橋	○	
由良川下流	生物B	5	山家橋	○	
			以久田橋		
			音無瀬橋		
			波美橋		
			由良川橋		

(注)1 環境基準の達成状況については、年間平均値により評価しています。

(注)2 水域毎の評価は、各水域内のすべての環境基準点において適合している場合、達成(○)としています。

イ 海域における環境基準達成状況

(COD)

あてはめ水域名	類型	環境基準点		達成状況	備考
		地点数	名称		
舞鶴湾(1)	A	2	念仏鼻地先	×	(類型毎の 環境基準値) A…2mg/L以下 B…3mg/L以下 C…8mg/L以下
			樽崎地先		
舞鶴湾(2)	A	2	キンギョ鼻地先	×	
			恵比須崎地先		
宮津湾	A	2	江尻地先	×	
			島崎地先		
阿蘇海	B	3	野田川流入点	×	
			中央部		
			溝尻地先		
若狭湾	A	3	栗田湾沖	×	
			波見崎沖		
			鷺崎沖		
山陰海岸	A	2	竹野川沖	×	
			久美浜湾沖		
久美浜湾	A	2	湾口部	×	
			湾奥部		

(注)1 環境基準の達成状況については、年間を通じた日間平均値の75%水質値により評価しています。

(注)2 水域毎の評価は、各水域内のすべての環境基準点において適合している場合、達成(○)としています。

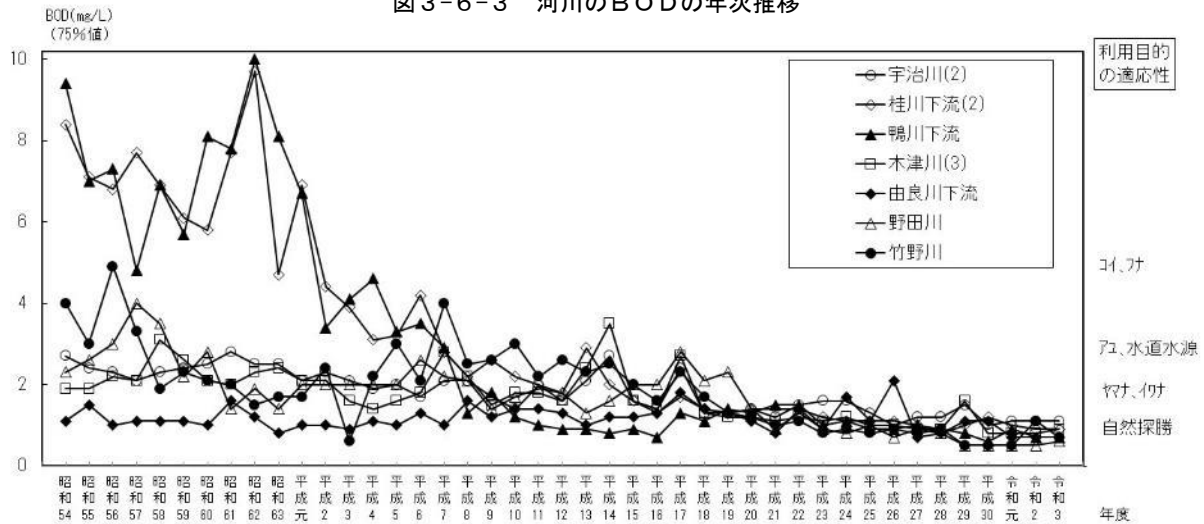
(全窒素・全燐)

あてはめ水域名	類型	環境基準点		達成状況	備考
		地点数	名称		
舞鶴湾(ア)	Ⅱ	2	念仏鼻地先 檜埼地先	○	〔 類型毎の 環境基準値 〕 (全窒素) Ⅰ…0.2mg/L以下 Ⅱ…0.3mg/L以下 Ⅲ…0.6mg/L以下 Ⅳ…1 mg/L以下 (全燐) Ⅰ…0.02mg/L以下 Ⅱ…0.03mg/L以下 Ⅲ…0.05mg/L以下 Ⅳ…0.09mg/L以下
舞鶴湾(イ)	Ⅱ	2	キンギョ鼻地先 恵比須埼地先	○	
宮津湾	Ⅱ	2	江尻地先 島埼地先	○	
阿蘇海	Ⅱ	3	野田川流入点 中央部 溝尻地先	○	
久美浜湾	Ⅱ	2	湾口部 湾奥部	○	

(注) 1 環境基準の達成状況については、表層の年間平均値により評価しています。

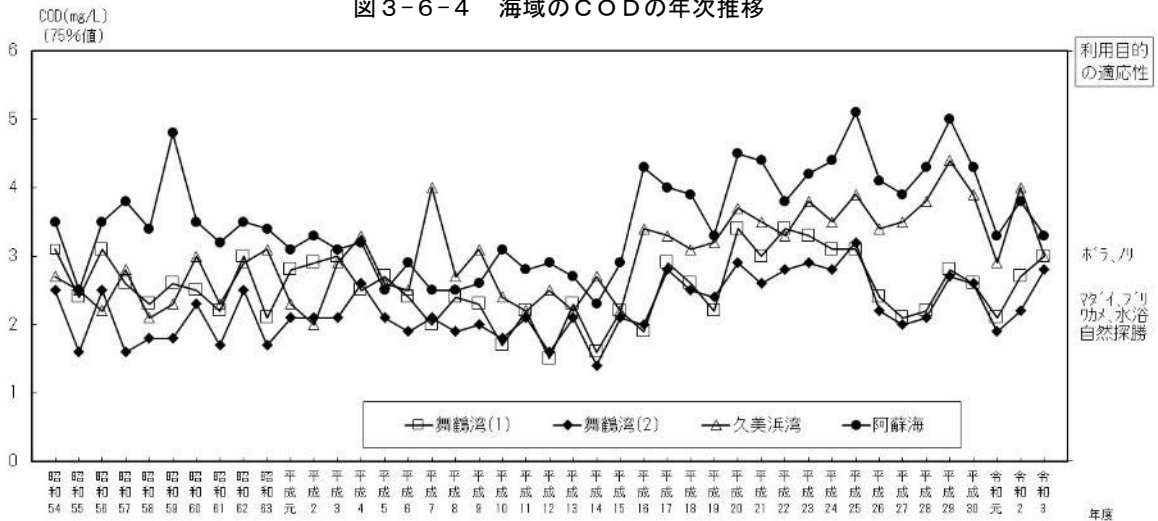
(注) 2 水域毎の達成状況は、各水域内の全ての環境基準点において適合している場合、達成(○)としています。

図3-6-3 河川のBODの年次推移

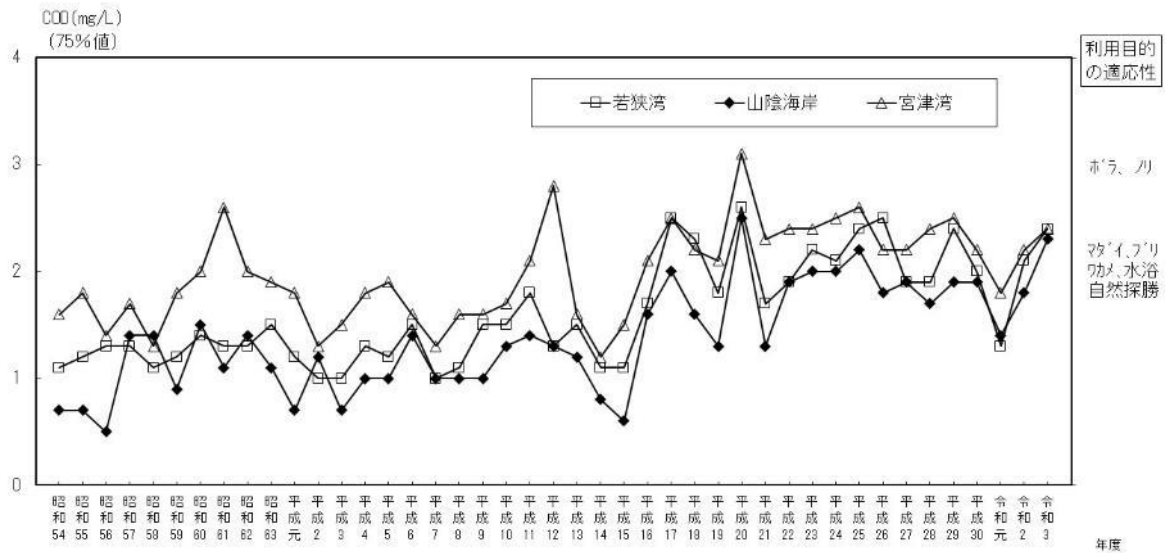


(注) 1つの水域に複数の環境基準点がある場合は、そのうちの最大値を表記しています。

図3-6-4 海域のCODの年次推移



(注) 1つの水域に複数の環境基準点がある場合は、そのうちの最大値を表記しています。



(注) 1つの水域に複数の環境基準点がある場合は、そのうちの最大値を表記しています。

(2) 地下水

令和3年度は、府内13市5町の93地点で有害物質の水質測定を実施しました。

ア 概況調査

9市2町(28地点)において調査した結果、鉛(1地点)が環境基準を超過しました。

イ 汚染井戸周辺地区調査

継続監視調査の終了を判断するための周辺調査を8地点で行った結果、全地点で環境基準を達成しました。

ウ 継続監視調査

これまでの調査において環境基準項目の超過がみられた9市4町(57地点)において汚染の推移を調べるためモニタリング調査をした結果、鉛(1地点)、砒素(5地点)、総水銀(2地点)、クロロエチレン(1地点)、トリクロロエチレン(1地点)、テトラクロロエチレン(4地点)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(6地点)並びにふっ素(4地点)が環境基準を超過しました。

なお、これらのうち1地点で2物質(トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン)が環境基準を超過しています。

表3-6-6 環境基準の達成状況(令和3年度)

調査区分	環境基準達成地点/調査地点	達成率
概況調査	27/28	96%
汚染井戸周辺地区調査	8/8	100%
継続監視調査	34/57	60%

2 生活排水対策の推進

(1) 「京都府水洗化総合計画」の推進

府域全体の**汚水処理人口普及率***は、令和3年度末現在で98.5%(京都市を除けば96.9%)に達しています。

府では、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、地域の実情に応じた、より効率的な水洗化の整備手法を選定すること等を目的として、「京都府水洗化総合計画2010」を平成22年10月に策定。

平成27年度には、改定版として「京都府水洗化総合計画2015」を策定しました。

本計画では、水洗化を希望する全ての府民の水洗化を実現させることを目標としており、市町村との連携のもと、計画的に汚水処理施設の整備を促進していきます。

(2) 普及・啓発等の推進

生活排水（家庭から発生する排水）は水質汚濁の主な要因であり、水環境を保全するためには、生活排水対策を強力に進めることが必要です。府では、汚水処理施設の整備を進める一方、パネルやリーフレット等の資材を作成し、家庭や地域でできる生活排水対策の普及啓発に努めています。

(3) 生活排水対策重点地域の指定

生活排水は、し尿と、炊事・入浴等に伴い発生する生活雑排水に分けられます。し尿は、公共下水道、し尿処理施設等で処理されますが、生活雑排水のうち処理されないまま河川等へ排水されるものがあります。

府では、生活排水による汚濁が自然公園や利水等に及ぼす影響が大きい地域を「生活排水対策重点地域」に指定し、地域における生活排水対策の総合的・計画的推進を図っています。

府内では、平成3年4月に久美浜町（現京丹後市）を初めて指定し、以降、平成4年7月に宇治田原町を、平成8年7月に網野町（現京丹後市）を、平成14年9月に綾部市をそれぞれ指定しています。

表3-6-7 汚水処理事業（京都市を含む）

事業種別		事業主体	事業所管省庁	事業人口比率*1
集合処理	下水道	府*2・市町村	国土交通省	95.5%
	集落排水	市町村	農林水産省	1.7%
	その他	市町村	環境省他	0.0%
個別処理（合併処理浄化槽）		個人・市町村	環境省	2.8%

*1 「京都府水洗化総合計画2015」における各事業種別の整備対象人口比率

*2 流域下水道事業を実施

表3-6-8 汚水処理人口普及率の推移

年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
府普及率	96.5%	96.8%	97.2%	97.6%	97.8%	98.0%	98.2%	98.4%	98.4%	98.5%
全国普及率	88.1%	88.9%	89.5%	89.9%	90.4%	90.9%	91.4%	91.7%	92.1%	92.6%
全国順位	6位	6位	6位	5位	5位	4位	4位	4位	4位	4位

表3-6-9 浄化槽設置基数の推移（各年度末現在）

年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
単独処理 浄化槽	19,237	18,627	17,607	16,981	14,681	13,917	12,800	12,376	11,968	11,644
合併処理 浄化槽	24,316 (13,706)	24,247 (14,061)	22,900 (14,326)	24,139 (15,198)	23,997 (15,476)	23,599 (15,733)	23,453 (15,956)	23,101 (16,169)	23,062 (16,377)	23,073 (16,597)
計	43,553	42,874	40,507	41,120	38,678	37,516	36,253	35,477	35,030	34,717

3 工場・事業場排水対策の推進

(1) 工場・事業場排水

府では「水質汚濁防止法」及び「京都府環境を守り育てる条例」により、工場・事業場排水の

濃度規制を行っているほか、瀬戸内海流域で1日の平均排水量が50m³以上の場合は、総量削減計画に基づき、COD・窒素含有量・りん含有量に係る総量規制を実施しています。

なお、「水質汚濁防止法」及び「京都府環境を守り育てる条例」に規定する特定施設を設置しようとするときは知事への届出が必要であり、瀬戸内海流域で1日の最大排水量が50m³以上の場合は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（以下「瀬戸内法」という。）に基づき知事の特定施設の設置に係る許可が必要です。

令和3年度末現在の「水質汚濁防止法」に基づく特定施設を設置する工場・事業場（特定事業場）数は4,494、また、「瀬戸内法」が適用される事業場数は109であり、「京都府環境を守り育てる条例」に基づく汚水に係る特定施設（いわゆる**横出し***施設）のみを設置する工場・事業場は163です。

また、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質貯蔵指定施設を設置する工場・事業場（いわゆる有害物質貯蔵指定事業場）数は74です。

なお、規制基準が遵守されるよう計画的に事業場への立入調査を実施しています。令和3年度は延べ173工場・事業場等に対して採水検査を実施した結果、排水基準不適合が8件あったため、速やかに改善するよう指導を行っています。

表3-6-10 工場等に対する指導・立入件数（令和3年度）

(単位：件)

	採水検査	排水基準不適合に対する行政措置
京都市	19	0
京都市以外	154	8
計	173	8

(2) 河川の水質汚濁防止対策の推進

河川は、水道用水、工業用水、農業用水として利用されているほか、漁業、観光、生態系の維持等の面からも水質の保全が極めて重要であり、河川のしゅんせつ、清掃等を積極的に進めています。

また、平成23年4月の改正「水質汚濁防止法」の施行により、汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して応急措置の実施及び地方自治体への届出を義務付ける事故時の措置の範囲（対象となる汚水の種類及び事業者の範囲）が拡大されたところです。府では、対象事業場に対し、未然防止に係る指導を行っています。

なお、関係行政機関により構成された「淀川水質汚濁防止連絡協議会」（淀川水系（桂川、宇治川、木津川））や「由良川水質汚濁防止連絡協議会」（由良川水系）と連携し、水質事故発生時には現地確認やオイルマットの設置等、汚染の拡大防止に向けて速やかに対応するなど、広域的に水質保全対策を推進しています。

4 農畜産排水対策の推進

(1) 農業排水対策

府では、農地に由来する汚濁負荷量削減のため、農業者に対し、「京都府における環境にやさしい農業推進のための技術指針」（平成7年度策定、平成11年度改定）及び「京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（平成11年度策定、平成28年度改定）等の活用を通じて、化学肥料の施用量の低減等を図っています。

(2) 畜産排水対策

畜産排水は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」と併せて一定規模

以上の施設において「水質汚濁防止法」や「京都府環境を守り育てる条例」でも規制されており、畜産経営に起因する環境負荷の削減を図るため畜舎等からの排水について、府で開発した低コストなど汚水処理施設の設置を進めるなど排水の適正な処理について指導を行っています。

5 ゴルフ場使用農薬による水質汚濁防止対策の推進

府では、府内各ゴルフ場に対し、農薬の適正使用や下流への被害の未然防止、排水口における自主的な水質測定の実施を指導しています。

また、ゴルフ場の農薬使用者に対して、講習会や認定試験により府農薬管理指導士として認定し、適正な農薬の取扱いに関して、資質や意識の向上に努めています。

さらに、各ゴルフ場排水口等における水質調査を実施しており、令和3年度は12ゴルフ場（京都府：9ゴルフ場、京都市：3ゴルフ場）を対象として農薬の調査を行った結果、72種類（検体数229）の農薬のうち、4種類（検体数6）が検出され、1種類（検体数1）で水産指針値を超過しました。

水産指針値の超過が見られたゴルフ場へは立入検査を実施し、使用方法の改善指導を行ったところ、その後の追跡調査において超過は確認されていません。

6 閉鎖性水域の水質汚濁防止対策の推進

瀬戸内海のうち、特に大阪湾における**富栄養化***による被害を防止する観点から、平成28年11月に「瀬戸内法」に基づく「瀬戸内海の環境の保全に関する京都府計画」を改定しました。令和4年10月には「水質汚濁防止法」に基づく「第9次総量削減計画」を新たに策定し、下水道・し尿処理施設の整備、下水道の高度処理の推進、排水処理施設の設置・管理の徹底、畜産排水対策、広報・啓発活動等の総合的施策を推進し、汚濁負荷量の削減を進めることとしています。

また、府北部にある閉鎖性海域は、いずれの海域も環境基準の達成率が芳しくなく、近年水環境の悪化が深刻になっています。天橋立の内海である阿蘇海では、有識者、地域関係団体、関係市町及び府で構成する「阿蘇海環境づくり協働会議」を立ち上げ、阿蘇海を**里海***として創生するための活動を行っているところです。平成27年3月には、阿蘇海流域の将来のあるべき姿や目標、取組の基本方針とその体系等をまとめた「阿蘇海流域ビジョン」を策定し、平成28年3月には、宮津市及び与謝野町が「阿蘇海流域ビジョン」の実現を目指し、共同で「美しく豊かな阿蘇海をつくり未来につなぐ条例」を制定しました。今後とも、地域住民や関係団体、行政等の協働の輪をより一層広げ、環境改善の取組をさらに推進することとしています。

7 地下水の保全

(1) 有害物質等の地下浸透防止対策の推進

有害物質を使用している府内の工場等に対し計画的に立入調査を実施し、有害物質の取扱いについて一層の注意を促すとともに、地下水汚染のおそれがある場合には調査の実施、環境基準を超過した場合の府への速やかな報告及び必要な浄化対策に万全を期すよう指導を行っているところです。

また、「水質汚濁防止法」で定める有害物質使用特定施設等の構造等に関する基準を事業者に遵守させ、地下水汚染の未然防止を図っています。

(2) 地下水の保全対策の実施

城陽市、向日市、長岡京市、木津川市及び大山崎町では「地下水採取の適正化に関する条例」において、井戸又は揚水施設の設置に係る許可制度を設け、取水に係る基準を定めています。

また、八幡市では「地下水の採取の届出に関する要綱」、京田辺市及び精華町では「地下水保全要綱」を制定しています。

第3節 土壤環境・地盤環境の保全

1 現状と課題

土壤汚染の未然防止と健全な土壤環境の維持を図るため、工場・事業場の汚水の適正処理、有害物質等の地下浸透の禁止を徹底することが重要です。府では「土壤汚染対策法」の適正な運用により有害物質による土壤汚染の状況の把握及び汚染による人の健康被害の防止に努めています。

また、過去に汚染が認められた一部の農用地について、土地改良事業等の対策が進められています。

2 土壤汚染防止対策の推進

(1) 「土壤汚染対策法」について

「土壤汚染対策法」（平成15年2月施行、平成31年4月改正法施行）では、以下のような規定が定められており、府では同法に基づき、きめ細かい土壤汚染対策指導を行っています。

ア 有害物質使用特定施設の使用廃止時の土壤汚染状況調査の義務付け

イ 掘削等の土地の形質の変更を行う場合の事前届出（現に有害物質使用特定施設が設置されている又は廃止された後の調査を猶予されている工場・事業場の敷地は900m²以上、その他は3000m²以上の変更に限る。）

ウ 健康被害のおそれの有無に応じた区域の指定

エ 要措置区域に指定された場合の措置内容に関する計画の事前提出

オ 自主調査において土壤汚染が判明した場合、土地の所有者等の申請に基づく区域指定

カ 汚染土壤の処理等に係る規制 等

また、土地の所有者等による、法による義務付けのない土壤汚染の調査や措置についても、汚染の拡散防止の観点から、「土壤汚染対策法」の規定に準じた指導等を行っています。

なお、「土壤汚染対策法」が制定される以前から、敷地内において汚染が確認されたため浄化対策が実施されている工場跡地等もあります。

表3-6-11 「土壤汚染対策法」の施行状況（令和3年4月～令和4年3月）

項 目	件数	
	京都市	京都市以外
有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	34	4
有害物質使用特定施設使用廃止時の土壤汚染状況調査結果報告件数（法第3条第1項）	5	0
上記調査の一次的免除確認件数（法第3条第1項ただし書）	16	5
調査が猶予されている土地の形質の変更届出件数（法第3条第7項）	2	2
土壤汚染状況調査命令件数（法第3条第8項）	1	2
一定規模以上の土地の形質変更に伴う届出件数（法第4条第1項）	55	157
土壤汚染状況調査命令件数（法第4条第3項）	1	1
土壤汚染状況調査命令件数（法第5条第1項）	0	0
要措置区域の指定件数（指定解除済を含む）（法第6条第1項）	3	0
形質変更時要届出区域の指定件数（指定解除済を含む）（法第11条第1項）	4	9
区域指定の申請の件数（法第14条第1項）	0	1

(2) 農用地における土壤汚染

府内では、福知山市大江町の一部で鉱山の排水に含まれるカドミウム等が原因と考えられる土壤や農作物の汚染が確認されているため、定期的な監視や、湛水管理による吸収抑制対策等の徹底を実施しています。

3 地盤沈下防止対策の推進

京都盆地は、そのほとんどが沖積層あるいは洪積層に属しており、工業用水等の地下水依存度が高い状況にあります。府内では、京都市南部や乙訓地域で地盤沈下の傾向が見られたことから、昭和52年度から平成16年度にかけて乙訓地域で水準測量を実施したところです。また、揚水量等の情報収集を行い、状況の把握に努めています。

第4節 騒音・振動の防止

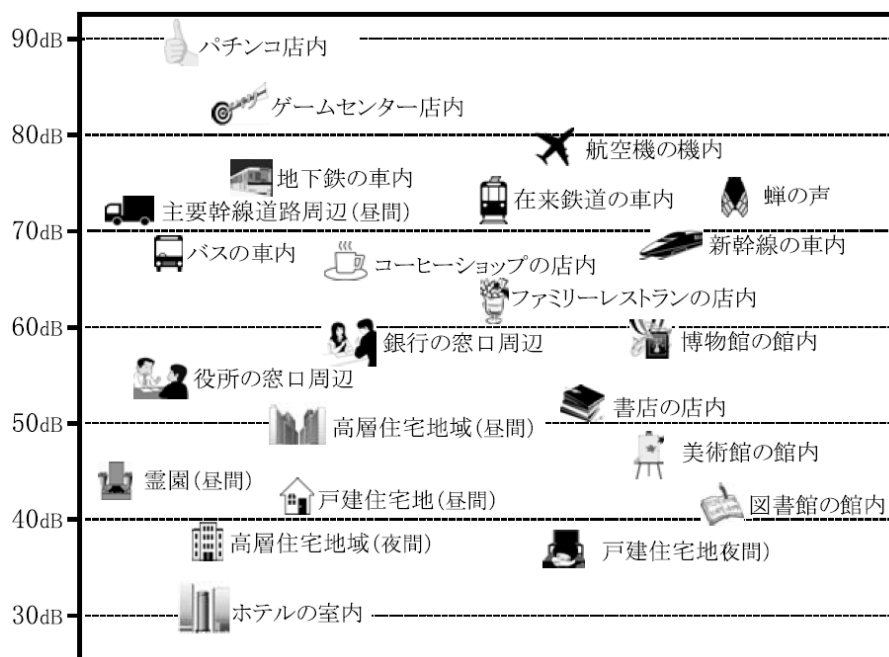
1 現状と課題

騒音・振動は、人により感じ方が違うことから、感覚公害とされています。これらの公害苦情については、事業活動に起因するものから日常生活に起因するものまで多岐にわたっており、発生原因に応じた対策が必要です。

騒音に係る環境基準について、一般地域、道路に面する地域、新幹線鉄道沿線の地域を指定し類型を当てはめています。

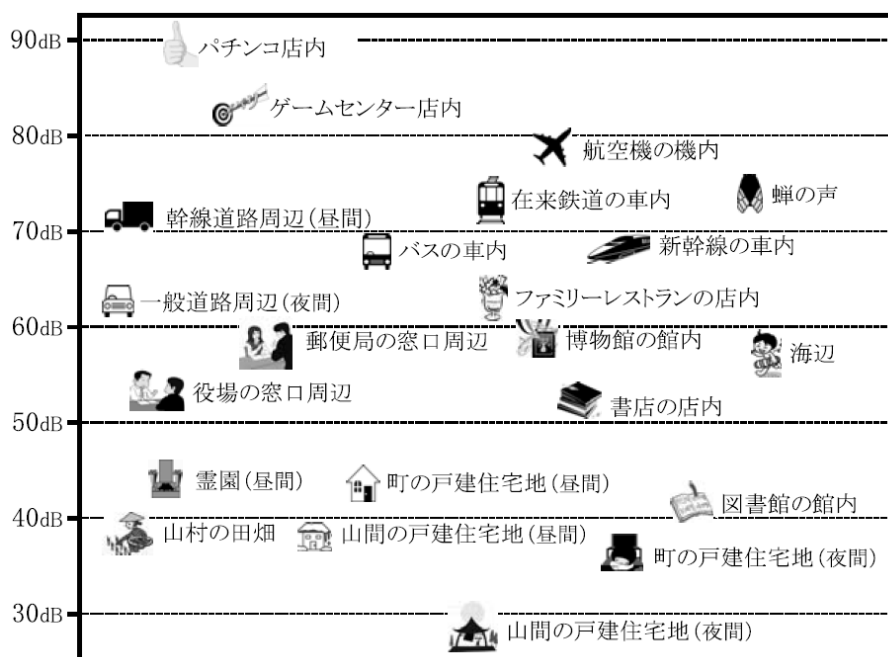
府では、関係市町と連携して環境基準の達成状況等を監視していますが、環境基準が達成されていない地域においては、一層の対策を講じる必要があります。

図3-6-5 騒音の目安（都心・近郊用）



(引用元：全国環境研協議会 騒音調査小委員会「騒音の目安」作成調査結果について)

図 3-6-6 騒音の目安（地方都市・山村部用）



(引用元：全国環境研協議会 騒音調査小委員会「騒音の目安」作成調査結果について)

2 自動車騒音・道路交通振動防止対策の推進

令和3年度の騒音の環境基準の達成状況については、表3-6-12のとおりです。また、道路交通振動については、関係市町が74地点で測定を行い、全ての地点で要請限度を達成しています。

道路に面する地域に立地する住居ごとの環境基準達成率（面的評価）の評価結果は表3-6-13のとおりでした。

府では、低騒音舗装（排水性舗装）の施工等道路構造の改善を図ることにより、自動車騒音等の軽減に努めています。

表 3-6-12 一般地域及び道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況（令和3年度）

ア 一般地域（道路に面する地域以外の地域）

	A地域	B地域	C地域	合計
昼間	24/24(100%)	16/16(100%)	6/6(100%)	46/46(100%)
夜間	22/24(92%)	16/16(100%)	6/6(100%)	44/46(96%)

イ 道路に面する地域

	A地域 2車線以上	B地域 2車線以上	C地域 1車線以上	幹線道路近接空間	合計
昼間	1/5(20%)	3/7(43%)	3/3(100%)	95/110(86%)	102/125(82%)
夜間	2/5(40%)	5/7(71%)	3/3(100%)	88/110(80%)	98/125(78%)

(注) 1 数値は、環境基準達成地点数/測定地点数（達成率）

2 A地域とは、専ら住居の用に供される地域、B地域とは、主として住居の用に供される地域、C地域とは、商業・工業等の用に供される地域

3 幹線道路近接空間とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道等に面する地域のうち、2車線以下の車線を有する道路にあっては、道路端から15m、2車線

を超える車線を有する道路にあつては、道路端から20mまでの範囲

- 4 A地域2車線以上、B地域2車線以上、C地域1車線以上においては幹線道路近接空間以外を計上
- 5 環境基準の適用がない地点については、B地域として評価
- 6 昼間とは、午前6時から午後10時までの間、夜間とは、午後10時から翌日の午前6時までの間

表3-6-13 道路に面する地域に立地する住居ごとの環境基準の達成状況（面的評価）（令和3年度）

	評価住居戸数（戸）	環境基準達成住居戸数（戸）	達成率（％）
昼間	56,921	55,133	97
夜間		55,175	97

（注）達成率は、環境基準達成住居戸数／評価住居戸数×100（％）により計算し、数値については、四捨五入しています。

3 新幹線鉄道騒音・振動防止対策の推進

府内における令和3年度の新幹線の騒音の環境基準及び振動の指針値の達成状況は表3-6-14のとおりです。

府では、測定データを基に鉄道事業者に騒音・振動防止対策を要請しています。現在までに防音壁の設置・更新や新型車両の導入等の対策が順次とられてきています。

表3-6-14 新幹線鉄道沿線における騒音の環境基準及び振動の指針値の達成状況（令和3年度）

	騒音 （環境基準達成地点数／測定地点数）			振動 （指針値達成地点数／測定地点数）
	12.5m	25m	50m	25m
類型Ⅰ	2/7(29%)	6/7(86%)	7/7(100%)	7/7(100%)
類型Ⅱ	3/3(100%)	3/3(100%)	3/3(100%)	3/3(100%)
計	5/10(50%)	9/10(90%)	10/10(100%)	10/10(100%)

（注）類型Ⅰとは、主として住居の用に供される地域、類型Ⅱとは、商業・工業等の用に供される地域

4 工場・事業場等の騒音・振動防止対策の推進

府内では「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく指定地域として、令和4年12月末現在、14市5町において「都市計画法」に基づく用途地域が指定され、工場・事業場に係る規制基準及び建設作業に係る規制基準が設定されています。

なお、平成24年4月1日からは、市の区域については市が規制基準を定めています。

さらに、「京都府環境を守り育てる条例」では、「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定施設以外に、特定施設の横出しや規模の**すそ下げ***を行うとともに、指定地域以外の地域においても特定施設の届出を義務付けています。

令和3年度末における「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定施設並びに「京都府環境を守り育てる条例」に基づく特定施設の届出状況並びに令和3年度内の法に基づく特定建設作業の届出数は表3-6-15のとおりです。

表3-6-15 令和3年度末時点における両法及び条例に基づく特定施設の設置届出状況並びに令和3年度内における特定建設作業の届出件数

	騒音規制法	振動規制法	条例	
			騒音	振動
特定施設数	39,140	21,716	123,435	45,351
工場等数	7,081	4,419	11,295	5,617
特定建設作業届出件数	1,077	481	—	—

5 近隣騒音防止対策の推進

府では、「京都府環境を守り育てる条例」において拡声機の使用制限や飲食店等のカラオケ等音響機器の使用制限等の規定を設けています。

また、テレビ、ピアノ、ペットの音等による生活騒音については「京都府環境を守り育てる条例」において近隣の静穏保持義務を定めており、住民の騒音防止意識やマナーの向上を図るため、啓発活動を行っています。

表 3-6-16 「京都府環境を守り育てる条例」に基づく拡声機の使用や夜間営業等の騒音に関する規制

対象となる行為	規制内容	規制時間帯	規制地域
住居地域で飲食店営業を営む者のカラオケ等音響機器の使用	使用を禁止（外に漏れない場合を除く）	午後11時～午前6時	指定地域内
住居地域等で飲食店営業を営む者等の騒音の発生	音量を制限	午後10時～午前6時	指定地域内
住居地域等で資材等を屋外で常時保管する場所での作業	音量を制限	午後10時～午前6時	指定地域内
航空機からの拡声機による商業宣伝	使用を禁止	正午～午後1時を除く全時間帯（京都市は全時間帯）	府内全域
その他拡声機による商業宣伝	使用方法及び音量を制限	午前8時～午後8時	府内全域

第5節 有害化学物質対策の推進

1 現状と課題

今日、我が国で流通している化学物質は数万種といわれており、日常生活の中でも数多くの化学物質が使用されています。しかし一方で、その製造、使用、廃棄の過程で人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのある化学物質が排出され、環境汚染をもたらすことが問題となっています。

有害化学物質による環境汚染の状況を把握するため、環境中の濃度の定期的な測定を行うとともに、府内の有害化学物質の使用・発生量等を把握する必要があります。

また、有害化学物質による新たな汚染が発生しないよう、特に配慮が必要とされる化学物質について、生産、使用、廃棄の各段階における適切な対策を事業者に求めていく必要があります。

2 調査研究等の充実

有害化学物質の中には生態系への影響や環境中での挙動等が必ずしも明らかでないものがあることから、有害化学物質対策の一環として、環境試料における有害化学物質に関する分析法や環境中での挙動等に関する調査研究を充実させるとともに、国等の情報を的確に把握し、科学的知見の集積に努め、府民等へ提供していくことが重要になります。

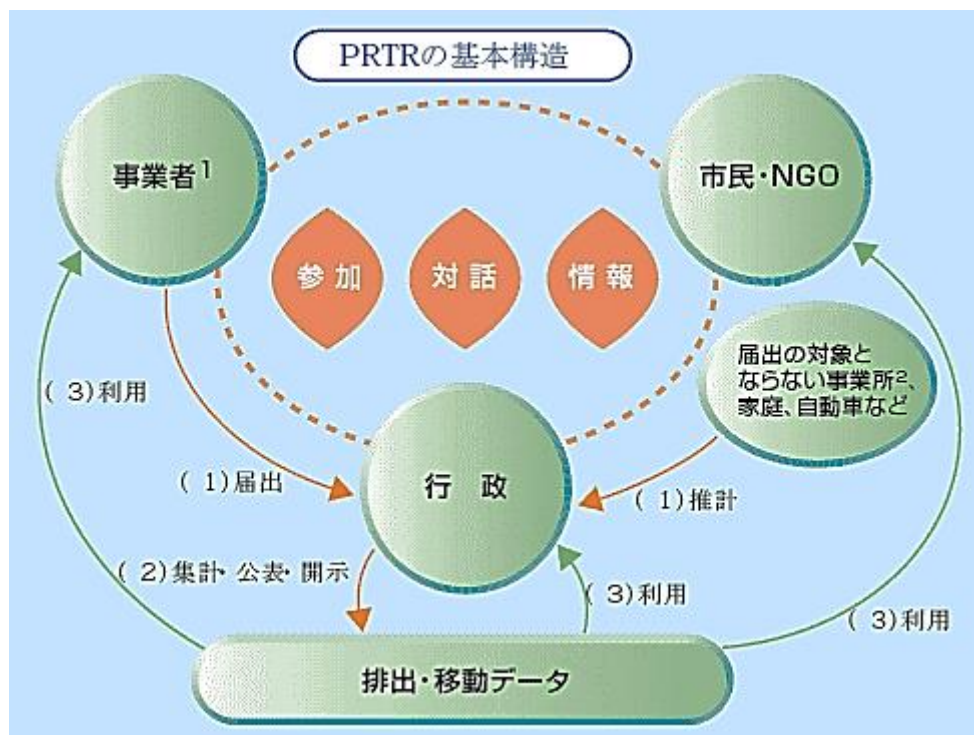
3 工場・事業場の有害化学物質対策の推進

(1) P R T R 制度（化学物質排出移動量届出制度）

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の **P R T R 制度（化学物質排出移動量届出制度）***により、一定量以上の特定化学物質（同法施行令において平成22年度提出分までは354物質、平成23年度以降は462物質を指定）を取扱っている事業者等は、特定化学物質の環境への排出量等を把握し、翌年度に国に届け出ることが義務付けられています（都道府県を經由）。令和3年度に府内の事業所から提出された令和2年度把握結果の届出数は、528件（府351件、京都市177件）であり、前年度の届出数（534件）と比べて若干の減少でした。

このPRTR制度の運用を通じて、国及び府はデータの集計を行い、特定化学物質ごとの排出量の公表等により、事業者による化学物質の自主管理の改善・環境の保全上の支障への未然防止に努めています。

図3-6-7 PRTR制度の構造

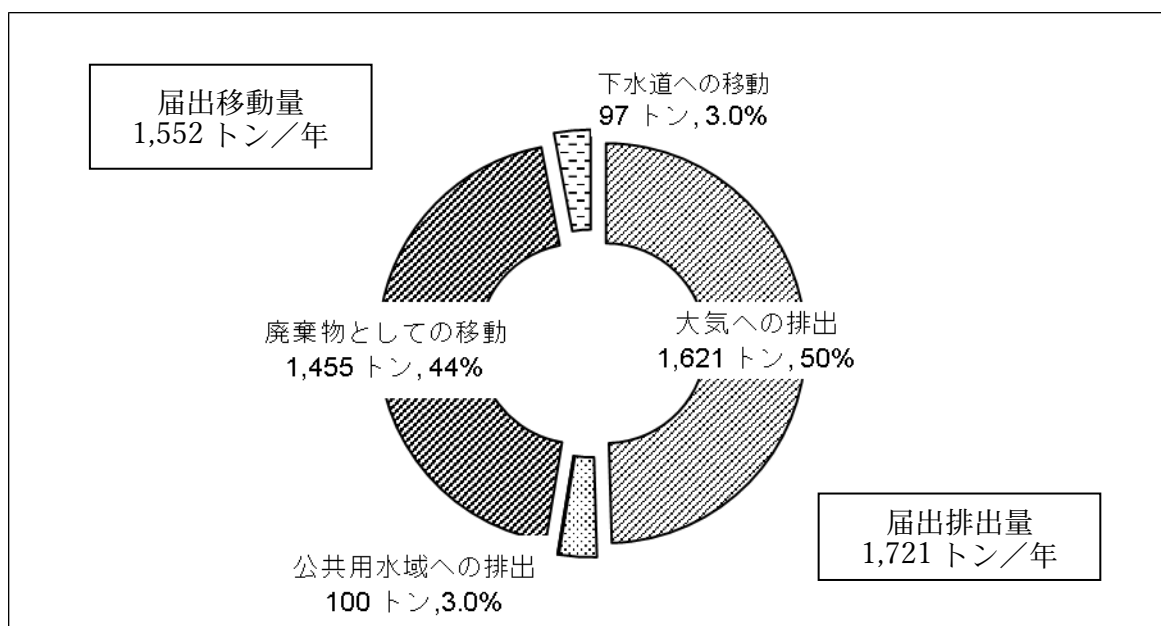


(引用元：環境省PRTRインフォメーション広場ウェブページ)

(2) PRTR制度に基づく化学物質の排出量・移動量

令和2年度の府内での環境への排出量は1,721トン、事業所外への移動量は1,552トンで内訳は図3-6-8のとおりです。

図3-6-8 PRTR制度に基づく府内総届出排出量・移動量内訳（令和2年度）



令和2年度の府内での排出量・移動量上位5物質は表3-6-17のとおりです。

これらの合計は2,271トンとなり、届出量全体の69%に当たります。

表3-6-17 P R T R制度に基づく府内における排出・移動量上位5物質（令和2年度）

順位	物質名	排出量・移動量	構成比	主な用途
1	トルエン	1,081 トン	33%	化学物質合成の原料、塗料等の溶剤
2	キシレン	395 トン	12%	化学物質合成の原料、塗料等の溶剤
3	塩化メチレン	310 トン	9.5%	化学物質合成の原料、塗料等の溶剤
4	エチルベンゼン	304 トン	9.3%	金属の洗浄、塗装の剥離
5	塩化第二鉄	181 トン	5.5%	写真・印刷薬品、水処理剤

(3) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物

ポリ塩化ビフェニル（PCB）*は、絶縁性・不燃性等の特性を活かしてトランス、コンデンサといった電気機器の絶縁油をはじめ幅広い用途に使用されましたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその強い毒性が社会問題化したため、我が国においては昭和47年以降製造が中止されました。

一方、既に製造されたPCBについては、処理施設の整備が進まなかったためにほとんど処理が行われず、製造中止後もPCB廃棄物として長期保管する状況が続き、紛失等による環境汚染が懸念されていました。

このため、平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）」が施行され、PCB廃棄物を保管する事業者等に対し、毎年度の保管状況等の届出や期間内の処理を義務付けるとともに、平成15年4月に策定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」において、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進することとされました。

これを受けて、PCB廃棄物の適正処理のための体制整備が進められ、近畿では大阪市此花区で中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）大阪PCB処理事業所が平成18年10月に操業を開始し、高圧トランス等の高濃度PCB廃棄物の処理が実施されています。

また、低濃度PCB廃棄物について、環境大臣による無害化処理認定施設を活用した処理が進められています。

なお、PCB廃棄物の処理期間については、PCB特措法施行当初、平成28年7月までとされていましたが、処理状況等を考慮し、府内の高濃度PCB廃棄物は原則令和3年3月まで、低濃度PCB廃棄物は令和9年3月までに延長されました。

府では、PCB特措法に基づき、平成16年7月に「京都府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、府内におけるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に向けて、PCB廃棄物を保管する事業者等に対し、指導を行っています。

(4) 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）*は、生体に取り込まれて内分泌系（ホルモン作用）に影響を及ぼす化学物質の総称をいい、生殖器の異常等人体への影響が懸念されています。環境ホルモンについては、過年度の社会的不安の高まりから、平成10年5月、環境庁（当時）発表の「環境ホルモン戦略計画（SPEED'98）」において内分泌かく乱作用を有すると疑われる約70物質がリスト化され、全国的にその実態調査が行われてきたところです。

府においても、平成11年度から平成23年度までの13年間にわたり、府域の河川及び海域に係る環境基準点における水質及び底質調査を継続的に行いました。

ア 調査期間

平成11年度から平成23年度まで

イ 調査対象

対象地点 河川24水域（25地点）、海域5水域（11地点）

対象検体 水質及び底質

対象物質 当初、環境ホルモン様作用を有することが特に疑われた5物質

ウ 調査結果

（単位：μg/L（水質）、μg/kg（底質））

対象物質		ノニルフェノール		4-t-オクチルフェノール		ビスフェノールA		フタル酸ジ-n-エチルヘキシル		フタル酸ジ-n-エチルヘキシル	
		水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質
府	最小値～	ND～	ND～	ND～	ND～	ND～	ND～	ND～	ND～	ND～	ND～
	最大値	0.6	82	0.03	6	1	4	0.8	150	ND	150
国	最小値～	ND～	ND～	ND～	ND～	ND～	ND～	ND～	ND～	ND～	ND～
	最大値	21	12,000	13	350	19	360	9.9	210,000	16	2,000

※国が平成10～16年に実施した実態調査結果

府域の水質及び底質における対象物質の検出状況については、特に高い値は認められませんでした。

引き続き府では、「水質汚濁防止法」に基づき策定している「公共用水域水質測定計画」において、国土交通省及び京都市とともにノニルフェノール、4-t-オクチルフェノール及びフタル酸ジエチルヘキシルの測定を実施することとしています。

全国レベルでは、環境モニタリング調査（「化学物質環境実態調査」（エコ調査）等）や専門家による検討が引き続き行われており、平成24年8月にはノニルフェノールが水生生物に係る環境基準に追加されました。また、平成28年6月には環境省が今後の対応の方向性を「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応－EXTEND2016－」として取りまとめました。この中では、国は、化学物質の内分泌かく乱作用に伴う環境リスクの評価を進めるため、評価手法の確立と評価の実施を加速化し、必要な場合には環境リスクの管理体系に組み込んでいくことを念頭において対応を進めていくなどとしています。

府もこうした調査等を通じた科学的知見の獲得や国が行う調査に協力しています。

4 ダイオキシン類対策の推進

(1) 国における動き

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン（PCDD）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称で、塩素が存在する状態で有機物を燃焼させたとき等に意図せず生成される有機塩素化合物です。

ダイオキシン類は、毒性が非常に強く分解しにくいいため、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成12年1月施行）に基づき、大気、水質・底質及び土壌に係る環境基準等が設定され、常時監視の実施、小規模焼却炉に係る規制等の対策が進められています。

(2) 府における取組

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく一般環境の常時監視や焼却炉等のダイオキシン類を発生する施設への立入調査等、総合的な対策を実施しています。

(3) 監視・測定

ダイオキシン類の一般環境への影響を把握するため、大気、水質・底質及び土壌の調査を実施しています。また、発生源調査として「ダイオキシン類対策特別措置法」の対象施設のダイオキ

シン類調査、事業者の自主測定結果の報告受理を実施しており、令和3年度に実施した結果は以下のとおりです。

ア 大気

一般環境15地点で年4回調査を実施し、いずれの地点においても環境基準値(年平均値0.6pg-TEQ/m³)を下回っています。

表3-6-18 大気環境中のダイオキシン類調査結果(令和3年度)

(単位: pg-TEQ/m³)

区 分	調 査 地 点	年平均値	範 囲
一 般 環 境	左京区役所(京都市)	0.013	0.0025~0.035
	京都市役所(京都市)	0.0055	0.0026~0.0082
	山科区役所(京都市)	0.019	0.0031~0.052
	生活環境美化センター(京都市)	0.0077	0.0039~0.012
	宇多野小学校(京都市)	0.0046	0.0028~0.0064
	西京保健センター(京都市)	0.0052	0.0033~0.0075
	池田小学校(京都市)	0.0081	0.0063~0.011
	伏見区役所(京都市)	0.0083	0.0037~0.012
	神川小学校(京都市)	0.0078	0.0038~0.010
	宇治測定局(宇治市)	0.0078	0.0047~0.011
	久御山測定局(久御山町)	0.016	0.011~0.019
	精華測定局(精華町)	0.0090	0.0070~0.014
	亀岡測定局(亀岡市)	0.011	0.0035~0.027
	福知山測定局(福知山市)	0.0048	0.0038~0.0063
東舞鶴測定局(舞鶴市)	0.0036	0.0028~0.0047	
環 境 基 準		0.6	

※pg(ピコグラム)は1兆分の1グラム

イ 水質・底質

調査は、公共用水域として河川37地点、海域11地点で実施し、いずれの地点においても水質に係る環境基準値(水質: 1pg-TEQ/L、底質: 150pg-TEQ/g)を下回っています。

表3-6-19 公共用水域の水質・底質の調査結果(令和3年度)

調 査 地 点	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
鴨川高橋(京都市)	0.019	0.073
鴨川出町橋(京都市)	0.023	0.25
鴨川三条大橋(京都市)	0.022	0.14
鴨川京川橋(京都市)	0.030	0.28
西高瀬川上河原橋(京都市)	0.021	2.4
高野川三宅橋(京都市)	0.14	0.083
高野川河合橋(京都市)	0.019	0.072
弓削川寺田橋(京都市)	0.10	0.095
有栖川梅津新橋(京都市)	0.21	0.53
天神川西京極橋(京都市)	0.12	0.17
清滝川落合橋(京都市)	0.019	0.059
小畑川京都市長岡京市境界点(京都市)	0.038	0.23
山科川新六地藏橋(京都市)	0.036	10
小畑川小畑橋(大山崎町)	0.065	—
大谷川二ノ橋(八幡市)	0.27	—
田原川蛭橋(宇治田原町)	0.067	—
和東川菜切橋(木津川市)	0.071	—
犬飼川並河橋(亀岡市)	0.088	0.35

由良川安野橋（南丹市）	0.055	0.25
棚野川和泉大橋（南丹市）	0.056	—
園部川神田橋（南丹市）	0.063	—
高屋川黒瀬橋（京丹波町）	0.064	—
由良川山家橋（綾部市）	0.058	—
上林川五郎橋（綾部市）	0.060	—
八田川八田川橋（綾部市）	0.079	—
犀川小貝橋（綾部市）	0.11	—
牧川天津橋（福知山市）	0.057	—
宮川宮川橋（福知山市）	0.058	—
伊佐津川相生橋（舞鶴市）	0.057	—
河辺川第一河辺川橋（舞鶴市）	0.061	—
大手川京口橋（宮津市）	0.072	—
野田川六反田橋（与謝野町）	0.067	—
野田川堂谷橋（与謝野町）	0.11	—
福田川新川橋（京丹後市）	0.095	—
竹野川荒木野橋（京丹後市）	0.11	—
宇川宇川橋（京丹後市）	0.056	—
佐濃谷川高橋橋（京丹後市）	0.20	—
舞鶴湾 ^{マキノ} 鼻地先（舞鶴市）	0.058	—
舞鶴湾恵比須埼地先（舞鶴市）	0.056	—
舞鶴湾念仏鼻地先（舞鶴市）	0.056	—
舞鶴湾檜埼地先（舞鶴市）	0.056	—
宮津湾江尻地先（宮津市）	0.055	2.2
宮津湾島埼地先（宮津市）	0.056	5.1
阿蘇海野田川流入点（宮津市）	0.059	5.7
阿蘇海中央部（宮津市）	0.059	4.7
阿蘇海溝尻地先（宮津市）	0.058	12
久美浜湾湾口部（京丹後市）	0.072	—
久美浜湾湾奥部（京丹後市）	0.072	—
環境基準	1	150

ウ 地下水

地下水調査として、19地点で調査を実施し、いずれの地点においても水質に係る環境基準値（水質：1 pg-TEQ/L）を下回っています。

表 3-6-20 地下水中の調査結果（令和3年度）

調査地点	水質 (pg-TEQ/L)	調査地点	水質 (pg-TEQ/L)
京都市左京区	0.021	宇治田原町	0.066
〃 上京区	0.021	木津川市	0.055
〃 東山区	0.022	南丹市	0.055
〃 山科区	0.029	南丹市	0.055
〃 右京区	0.022	京丹波町	0.056
〃 右京区	0.022	京丹波町	0.059
〃 西京区	0.024	舞鶴市	0.056
〃 南区	0.024	舞鶴市	0.055
〃 伏見区	0.021	伊根町	0.057
		与謝野町	0.055
		環境基準	1

エ 土壌

一般土壌として20地点で調査を実施し、いずれの地点においても土壌に係る環境基準値(土壌：1,000pg-TEQ/g)を下回っています。

表3-6-21 一般土壌の調査結果(令和3年度)

(単位：pg-TEQ/g)

区分	調査地点	調査結果	区分	調査地点	調査結果
一般環境把握調査	京都市北区	0.44	一般環境把握調査	京都市西京区	0.013
	〃 上京区	0.065		〃 西京区	0.0049
	〃 左京区	0.030		〃 伏見区	1.5
	〃 左京区	0.098		〃 伏見区	1.7
	〃 中京区	1.7		〃 伏見区	0.060
	〃 中京区	0.32		向日市	0.066
	〃 山科区	0.85		和束町	0.12
	〃 南区	200		亀岡市	0.018
	〃 右京区	0.32		綾部市	0.76
	〃 右京区	0.19		与謝野町	0.014
環境基準					1000

オ 発生源のダイオキシン類

府内に設置されている「ダイオキシン類対策特別措置法」対象施設については、令和4年3月末現在で191施設(廃棄物焼却施設等の大気関係施設138施設、廃ガス洗浄施設等の水質関係施設53施設)あり、事業者(市町村等を含みます)が1年に1回以上自主測定を行い、府や京都市に測定結果を報告することが義務付けられています。また、一部の施設については、府や京都市が毎年計画的に行政検査を実施しています。

表3-6-22 大気基準適用施設のダイオキシン類測定結果(令和3年度)

区分	特定施設の種類の種類	項目	測定数	測定結果
自主測定	廃棄物焼却炉	排出ガス	65施設	0 ~ 3.6 ng-TEQ/m ³
		ばいじん	56施設	0 ~ 18 ng-TEQ/g
		燃え殻	61施設	0 ~ 0.18 ng-TEQ/g
	アルミ合金製造用溶解炉・乾燥炉	排出ガス	3施設	0.0057 ~ 0.80 ng-TEQ/m ³
行政検査	廃棄物焼却炉等	排出ガス	4施設	0.0022 ~ 0.29 ng-TEQ/m ³

表3-6-23 水質基準適用事業場のダイオキシン類測定結果(令和3年度)

(単位：pg-TEQ/L)

区分	特定施設の種類の種類	項目	測定数	測定結果
自主測定	廃棄物焼却炉の排ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水を排出する灰貯留施設	事業場排水	7施設	0 ~ 0.0011
			3施設	0.00022 ~ 0.0011
	下水道終末処理施設			

第6節 環境影響評価

1 環境影響評価

土地の形状の変更や工作物の新設等の開発事業の実施に当たって、あらかじめ事業者自ら調査・予測・評価を行い、適切な環境保全措置を検討する環境影響評価（環境アセスメント）は、開発事業が環境に与える悪影響を未然に防止する上で極めて効果的な方法です。

大規模な開発事業を対象に、環境影響評価の実施を義務付けるとともに、環境影響評価の結果を公表して地域住民等から意見を聴くこと等の手続を定めた制度として「環境影響評価法」がありますが、府では、対象事業や環境影響評価の対象項目を追加した「京都府環境影響評価条例」を制定し、より幅広い開発事業に対して審査・指導を実施しています。

「京都府環境影響評価条例」の特徴としては、「環境影響評価法」に比べて、対象事業の規模を2分の1程度まで引き下げるとともに、林道や廃棄物焼却施設の整備等の事業を追加しています。また、歴史と文化の香り高い京都らしさを確保するため、歴史的・文化的景観、文化財及び埋蔵文化財包蔵地を対象項目として追加しています。

図3-6-9 環境影響の評価

調査

予測・評価をするために必要な地域の環境情報を収集するための調査を行います。

（調査の方法）

- ・既存の資料などを集めて整理する方法
- ・実際に現地に行って、測定や観察をする方法



予測

事業を実施した結果、環境がどのように変化するかを予測します。

（予測の方法）

- ・各種の予測式に基づいて計算する方法
- ・景観などではモニタージュ写真の作成等の方法

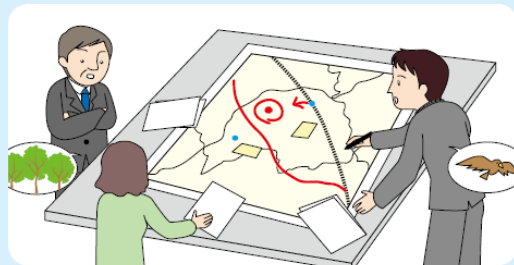


評価

事業を行った場合の環境への影響について検討します。

（評価の内容）

- ・実行可能な最大限の対策がとられているか。
- ・環境保全に関する基準、目標等を達成しているか。



（引用元：環境省「環境アセスメント制度のあらまし」）

2 環境影響評価の手続状況

府では、同条例に基づき、公告・縦覧・府ホームページでの公表・意見募集や、事業者に対する知事意見の送付等の手続を行っています。

令和4年12月末現在、「京都府環境影響評価条例」に基づき、平成30年8月から（仮称）太鼓山ウインドファーム（京丹後市、伊根町：風力発電所）の手続が、「環境影響評価法」に基づき、令和元年6月から北陸新幹線（敦賀・新大阪間）（京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、久御山町：新幹線鉄道）、令和3年12月から（仮称）丹後半島第一風力発電事業（宮津市、京丹後市、伊根町：風力発電所）及び（仮称）丹後半島第二風力発電事業（京丹後市：風力発電所）、令和4年3月から（仮称）京丹後市磯砂山風力発電事業（京丹後市：風力発電所）の手続が行われています。

表 3-6-24 手続の概要

事業名称	(仮称)太鼓山ウインドファーム
事業種類	風力発電所の設置 最大出力 7,490 kW (府環境影響評価条例対象)
事業予定地	伊根町字野村地内及び京丹後市弥栄町野中地内ほか
環境影響評価の主な手続	平成 30 年 8 月 17 日 配慮書 縦覧開始 平成 31 年 1 月 18 日 方法書 縦覧開始 令和 2 年 8 月 14 日 準備書 縦覧開始
事業名称	北陸新幹線(敦賀・新大阪間)
事業種類	新幹線鉄道の建設 起点：敦賀駅、終点：新大阪駅 (環境影響評価法対象)
事業予定地	敦賀駅～新大阪駅に係る区域
環境影響評価の主な手続	令和元年6月1日 配慮書 縦覧開始 令和元年11月26日 方法書 縦覧開始
事業名称	(仮称)丹後半島第一風力発電事業
事業種類	風力発電所の設置 最大出力 51,600kW (環境影響評価法対象)
事業予定地	宮津市、京丹後市、伊根町
環境影響評価の主な手続	令和3年12月10日 配慮書 縦覧開始
事業名称	(仮称)丹後半島第二風力発電事業
事業種類	風力発電所の設置 最大出力 64,500kW (環境影響評価法対象)
事業予定地	京丹後市
環境影響評価の主な手続	令和3年12月10日 配慮書 縦覧開始
事業名称	(仮称)京丹後市磯砂山風力発電事業
事業種類	風力発電所の設置 最大出力 58,800kW (環境影響評価法対象)
事業予定地	京丹後市峰山町、大宮町
環境影響評価の主な手続	令和4年3月4日 配慮書 縦覧開始

第7節 環境放射線モニタリング

1 高浜発電所及び大飯発電所に係る周辺環境モニタリング

府では高浜発電所及び大飯発電所による**放射線***の影響を監視するため、府内30カ所の放射線測定所等（モニタリングポスト）において、年間計画に基づき空間放射線を常時測定するとともに、米や大根等、私たちの身近にある環境試料中の**放射能***調査や発電所から排出される温排水が海洋環境に与える影響の調査を実施し、結果をホームページ等で公表しています。

調査結果については、学識経験者等で構成する「高浜発電所及び大飯発電所に関する環境測定技術検討委員会」において、令和3年度についても「周辺環境に対する異常は認められず、環境安全上問題はなかった」旨の意見をいただいています。

図3-6-10 モニタリングポスト設置地点（令和3年度）



(1) 環境放射線モニタリング結果

ア 空間放射線空気吸収線量率等

(ア) 空間放射線空気吸収線量率

平成25年度から測定を開始した8カ所（日出、上司、地頭、上杉、八津合、盛郷、島、本庄）を含め、高浜及び大飯発電所のUPZ圏内にある14カ所の放射線測定所において実施している**空間放射線空気吸収線量率***の令和3年度における測定値（線量率の年平均値）は、28～49ナノグレイ（Gy）*／時（nGy/h）であり、これまでの測定値と比較して異常は認められませんでした。地域や季節による差異は認められたものの、これらは地形、地質や降雪の影響によるものと考えられます。

令和3年度における環境放射能測定車等による空間放射線空気吸収線量率の移動測定結果は、18～88ナノグレイ／時（nGy/h）であり、放射線測定所の測定結果とほぼ同じレベルでした。

(イ) 浮遊じん中の放射能

吉坂及び塩波測定所において浮遊じん中の全アルファ・全ベータ放射能を連続測定したところ、いずれも異常が認められませんでした。

イ 環境試料の核種分析結果

環境試料（浮遊じん、雨水・ちり、農畜産物、海洋生物等）についてガンマ線放出**核種***分析を行った結果、人工放射性核種であるセシウム-137が陸土等から検出されましたが、これは過去の核実験や福島第一原発事故等に由来するものと推定され、高浜発電所及び大飯発電所に由来する放射性物質の影響は認められませんでした。また、トリチウム濃度を陸水、海水等について測定しましたが、過去の検出値と同程度検出、若しくは検出されず異常は認められませんでした。

このほか、ストロンチウム濃度を陸水、陸土、牛乳、米、めばる等について測定しましたが異常は認められず、プルトニウム濃度についても陸土、海底沈積物、米を対象に測定しましたが異常は認められませんでした。

ウ 被ばく線量の評価

被ばく線量は、外部被ばく線量と内部被ばく線量に分けられます。

外部被ばく線量の評価は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針に

ついて」（原子力安全委員会、平成13年3月）に基づき、より高い安全性を追求するスタンスに立ち、放射線測定所の空間放射線空気吸収線量率測定値で一定の変動幅を超えたものがすべて発電所に由来するものと仮定して、放射線測定所6局の最大値から推定しました。その結果、令和3年度の外部被ばく線量は0.001ミリシーベルト（Sv）*/年（mSv/y）でした。

また、内部被ばく線量についても、より高い安全性を追求するスタンスに立ち、米等の核種分析により検出された人工放射性核種がすべて発電所に由来するものと仮定し、その最大値を用いて「平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」（原子力規制庁監視情報課、平成30年4月）の計算式により試算したところ、令和3年度の内部被ばく線量は0.001mSv/yとなりました。

これらの結果は、「原子炉等規制法」で定められている公衆中の個人に対する年間の線量限度1mSv/yを十分下回っていました。

(2) 温排水影響調査

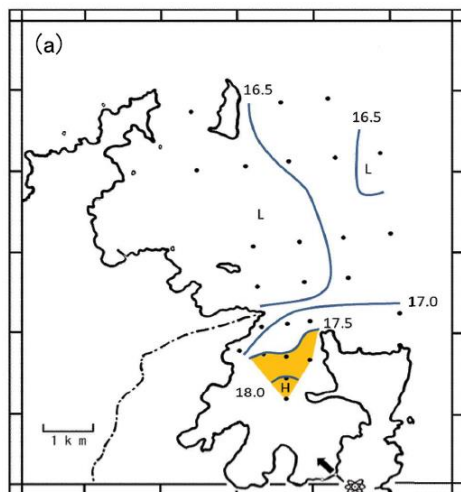
本調査は高浜発電所から放出される温排水が海洋環境に対して与える影響の有無を長期的に監視することを目的として実施しています。

当該海域の水温・塩分等の分布構造に与える温排水の影響を明らかにするために、水温・塩分の分布調査を実施したところ、過去の結果と比較して特段の異常は認められませんでした。

なお、6回の調査のうち、令和3年6月、8月、10月、12月及び令和4年2月の調査時には高浜発電所3号機及び4号機の原子炉が稼働しており、内浦湾内外の一部において湾岸基準水温より1℃以上高い温排水が認められました。

また、令和3年4月の調査時は高浜発電所3号機の原子炉が稼働しておりましたが、温排水の拡散は認められませんでした。

図3-6-11 温排水影響調査における各定点ごとの湾外基準水温+1℃以上の出現例
(令和3年12月14日)



第8節 公害紛争処理等の実施

1 公害苦情の概要

令和3年度に府内の市町村等が受け付けた公害に関する苦情の件数は表3-6-25のとおり、1,366件（前年度比-196件）となりました。

そのうち、大気汚染、水質汚濁等典型7公害の苦情は849件（前年度比-130件）廃棄物投棄等典型7公害以外の苦情は517件（前年度比-66件）でした。

典型7公害では騒音・大気汚染・悪臭に関する苦情が多く、典型7公害苦情の82%を占めました。
 典型7公害以外では、廃棄物投棄が典型7公害以外の苦情の50%を占めました。

公害苦情の種類別件数は図3-6-12、発生源種類別苦情件数は図3-6-13、地域別苦情件数は図3-6-14及び公害苦情件数の経年変化は図3-6-15のとおりです。

なお、公害苦情件数は、公害等調整委員会が実施した調査に基づき府内市町村へ寄せられた件数を集計したものであり、京都府警察への苦情件数は含まれていません。

表3-6-25 令和2年度及び3年度における公害別苦情件数

年度	典型7公害								典型7公害以外 廃棄物投棄	合計	
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計			
3	193	127	2	343	24	0	160	849	517	[259]	1,366
2	226	135	1	382	30	0	205	979	583	[254]	1,562

図3-6-12 公害苦情の種類別件数

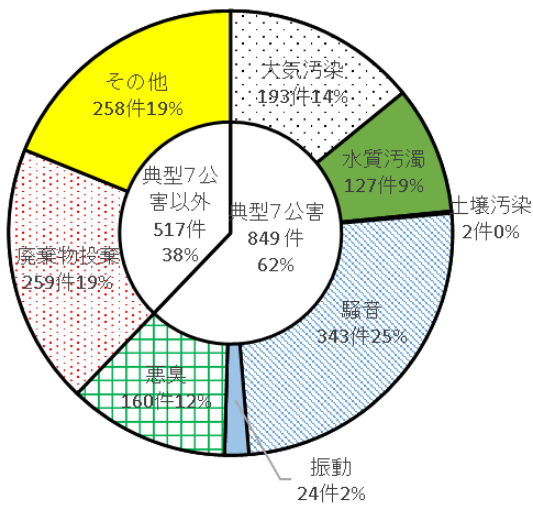


図3-6-13 発生源種類別苦情件数

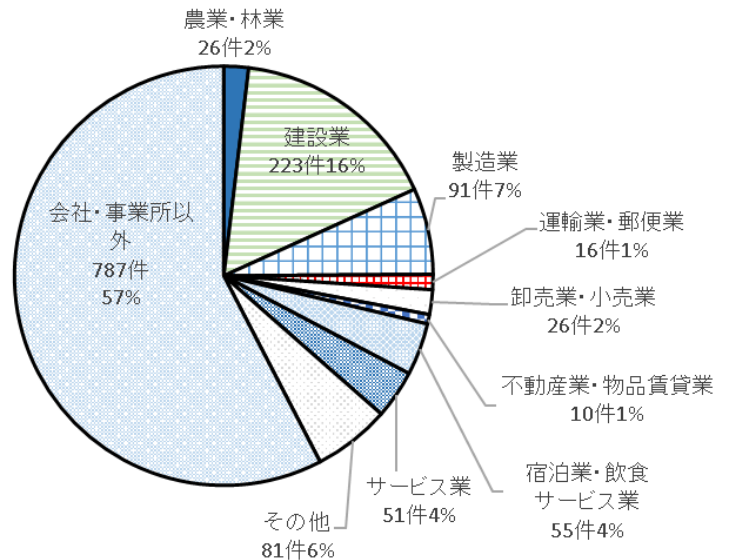
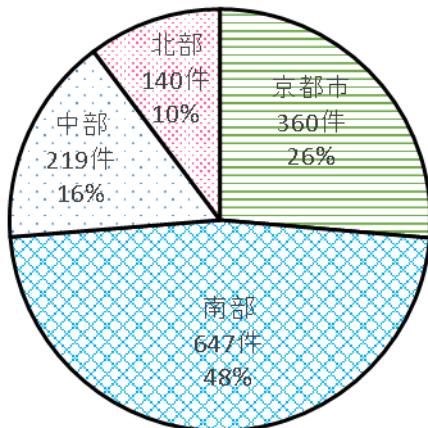
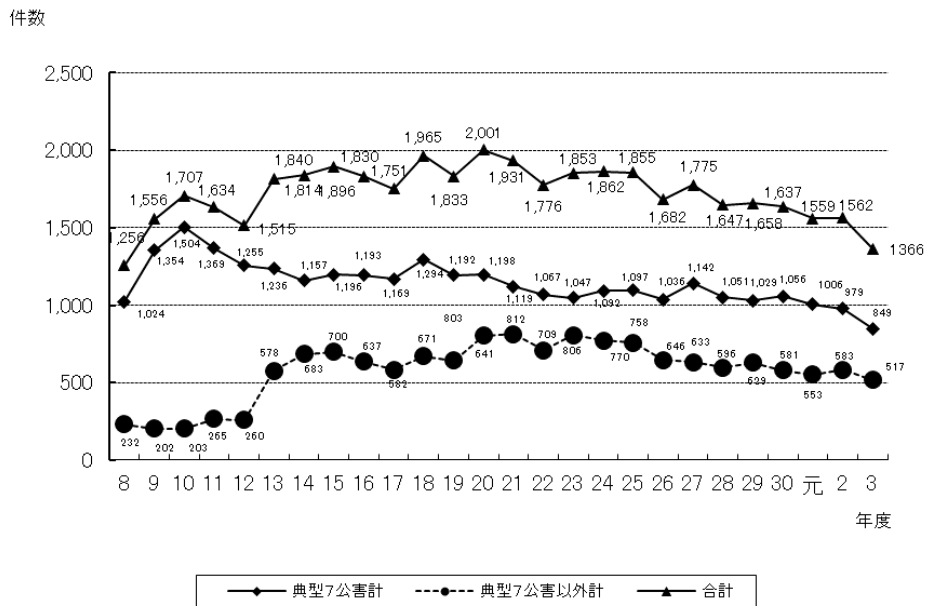


図3-6-14 地域別苦情件数



注：南部は京都市より南の地域、中部は亀岡市、南丹市及び京丹波町、北部は福知山市、綾部市以北をいう。

図3-6-15 公害苦情件数の経年変化



2 公害紛争の処理

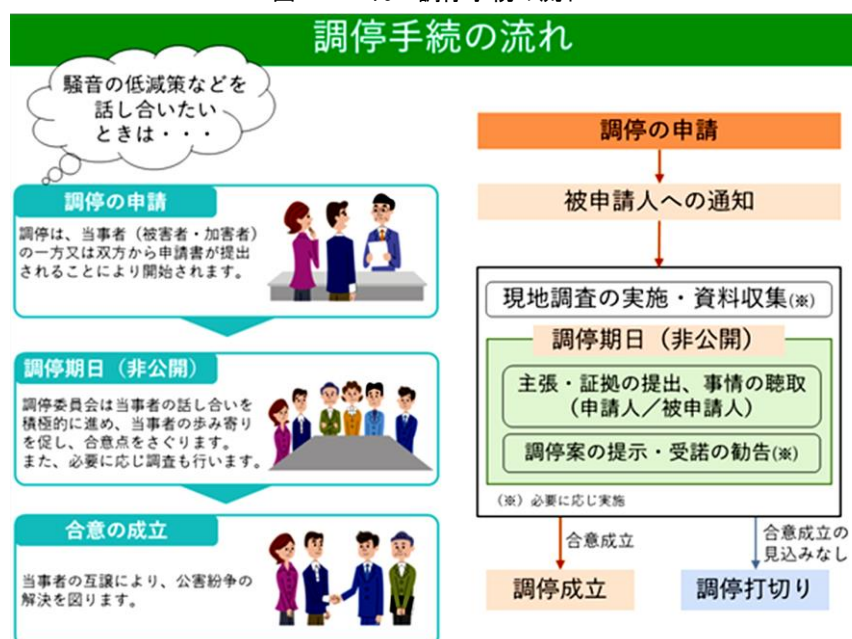
被害者から申立のあった公害苦情について、まずは公害苦情相談窓口において対応されますが、この段階での解決が難しく、当事者間の関係もこじれてしまうような場合、公害紛争として扱われます。

「公害紛争処理法」では、公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に行政分野に公害紛争処理制度を設けることとしており、府は同法に基づき公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の手段により公害紛争を処理しています。

令和4年12月末時点で手続中の公害紛争事件は2件（全て調停）で、手続終了事件の状況は調停成立18件、調停打ち切り25件、調停申請取下げ10件（一部調停打ち切り・一部申請取下げの2件を含みます。）、調停申請却下1件、仲裁判断1件となっています。

受け付けた事件の公害の種類としては騒音・振動が多くなっています。

図3-6-16 調停手続の流れ



(引用元：総務省公害等調整委員会ウェブページ)